

第六十三回

参議院法務委員会會議録第十五号

昭和四十五年五月十二日(火曜日)

午前十時四十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長　小平　芳平君
理事　河口　陽一君
委員　山田　徹一君
木島　義夫君
井野　頼誠君
木島　義夫君
久次米健太郎君
小林　宣美君
堀本　竜男君
山崎　武君
小林　兼人君
松澤　山高しげり君
川島　広守君
安原　美穂君
影山　勇君
新谷　正夫君
辻　辰三郎君
岸　盛一君
寺田　治郎君
矢崎　憲正君最高裁判所事務　総局經理局長　大内　恒夫
最高裁判所事務　総局民事局長　矢口　洪一君
最高裁判所事務　総局人事局第一課長　林　修君
最高裁判所事務　総局人事局給与課長　中村　修三君
事務局側　常任委員会専門員　二見　次夫君○本日の会議に付した案件
○民事訴訟手続に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○訴訟手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○航空機の強取等の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)○裁判所法の一部改正案反対に関する請願(第四二九三号)
○裁判所法の一部改正案反対に関する請願(第四二九三号)
○委員長(小平芳平君)　ただいまから法務委員会を開会いたします。
民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案を議題といたします。
御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○龜田得治君　これは、日本と外国との間の送達なり証拠調べなどについてお互いに協力し合おうとなります。

○龜田得治君　これは、日本と外国との間の送達なり証拠調べなどについてお互いに協力し合おうと、いろいろなことがあります。当然な法案であります。若干念のためにお尋ねをしておきたいと思います。

最高裁判所長官代理者　最高裁判所事務総長　最高裁判所事務総長　最高裁判所事務総局人事物局長

この法律案のもとになっておる民事訴訟手続に

関する条約、この締約国は現在どういう国になつておるでしょうか、締約なり加盟。

○政府委員(新谷正夫君)　民事訴訟手続に関する

条約の締約国を申し上げます。まず、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイ

ン、フィンランド、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、イスラ、これがハーグの国際私法会議

の構成国でございまして、この十四カ国がます批准をいたしております。その後それ以外の国

から加入いたした國が七カ国ございます。それ

は、イスラエル、ユーロスラビア、チエコスロバ

キア、ハンガリー、ポーランド、ソ連、バチカン

、この七カ国でございます。合計二十一カ国がこの条約の締約国になつております。

○龜田得治君　それから、もう一つの民事または商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約、これはどうなつておりますか。

○政府委員(新谷正夫君)　これも、国際私法会議の構成国といたしましては、デンマーク、アメリカ合衆国、フィンランド、ノルウェー、アルブ連合、連合王国、スウェーデン、この七カ国が現在批准いたしておりまして、そのほかに加入いたしました国がボツワナ、ベルベドスと二カ国あります。さらにそのほかに、現在批准はまだいたしていませんが、署名だけ終えております国が、ド

イツ、ベルギー、フランス、イスラエル、オランダ、トルコの大カ国となつております。

○龜田得治君　これは、普通の条約に比べて、いわゆる政治的なものではないし、もう少し加盟の速度が早くてもいいと思うのですが、多少おそい

ような感じもするのですが、それでもないのですか。

○政府委員(新谷正夫君)　御承知のように、明治三十八年にできました外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法という法律がござります。これによりまし

て、外国の裁判所とわが国の裁判所との間で送達、証拠調べの共助をいたしたことになるわけでござりますが、この国内法である共助法が働きます

ためには、それぞれの国との間に相互に保証が必要でございます。わが国のほうでやるかわりに、

先方の国においても同じように送達なり証拠調べについての共助關係に立つといふ保証が必要な關係で、ただいま御指摘のようないろいろの取り組みがでてきております。

○龜田得治君　今後は、こういう二国間の取り組みといふものは必要がなくて、最初にお聞きしておればそれで足りるという関係になるのです

か、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの二国間の取りきめができるおりますが、批准した國の中でわが國と共助の取りきめをいたしましたのは、ドイツ、オーストリア、デンマーク、スペイン、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イスラエル、その程度でございました。したがいまして、この民訴条約と個別的な共助法による相互の取りきめとは必ずしも一致しない面があります。たゞ申上げましたように、相互保証が必要であるわけでございます。民訴条約なり送達条約に加盟いたしておりません國との間では、やはり共助法による相互の取りきめが必要にならうかと思うのでございます。ただ、内容といたしましては、共助法によりますと相互の保証が必要ありますことはもちろんでありますけれども、実際の保証が必要であるとかいうことになります。これらの点は民訴条約なり送達条約によりまして非常に改善されておりますので、望ましいことなれば、これらの条約に加盟した國相互間で円滑に国際間の共助が行なわれることが望ましいであろう、こういふことは言えようと思います。

○亀田得治君 そうすると、まあ二国間の取りきめをしておるのが、この資料によりますと二十二カ国あるわけですが、その中で兩条約に加盟をしておるものとしておらぬものとあるようですが、また今後加盟するのがふえるだらうと思いますが、ともかく二十二カ国の中で加盟しておるものについては重複するわけですね、關係が。その場合には、二国間の取りきめよりも、兩条約によつて今後は処理していくと、今後日本が批准した暁でさよ、そういう關係になつていくわけです。

○政府委員(新谷正夫君) そのようにならうと思ひます。

○亀田得治君 この二国間の取りきめと兩条約

か、その内容が違つておる——まあ後にできるものか、どういふような点ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二国間の取りきめによつて、共助を行ないます場合には、わがほうといたしましては共助法の規定にのつとつて行なうわけでございますが、この共助法によりますと、先ほど申し上げましたように、相互保証が必要であるが、どういふような点ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二国間のこの経路を通じてのほうがよりいろんな点についての研究が進んでいるでしようからよくなつてゐると思いますが、どういふような点ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 二年をこえてようやく相手國の実施機関に到達をした、こういう例もあるようでござります。これらの点を解消いたしますために、民訴条約におきましては、領事官が嘱託國の指定當局に請求をすればいい、このようになつておりますのみならず、送達なり証拠調べの嘱託は外

交機關を経由して行なう。これが非常に大きな重要な点でございます。そのほかに費用の弁償について嘱託國が保証しなければならないというふうな点が重要な点であらうと思いますけれども、民訴条約によりますと、その点が相当改善されてお

ります。これは条約でございますので、あらためて相互保証とすることは必要でございませんけれども、そもそもこの民訴条約ができましたいきさ

うことが、非常に煩瑣であるのみならず、時間がかかるといふ点に難点があるといわれていたのでござります。この点を解決するために、國際私法會議におきまして、一九〇五年以来、この外交機

関を経由するという方式をやめまして、新たな方法を取り入れることになつたわけでございます。

○亀田得治君 一九〇五年の条約を改めましたものが、一九五四年の、先ほどの民事訴訟手続に関する条約でござります。これは内容はほとんど同一でござります。これによりますと、外交機關を経由することも、これは全然廃止したわけではございませんけれども、さらにより便利な方法といたしまして、受託國がこの嘱託を受ける當局——経由機關とし

ての當局を指定いたしますと、嘱託國側の領事官が、中華民国がこの表によりますと非常に多いわ

けですね、どんな事件ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 中華民国に対する嘱託事件の内容でございますが、中身を一々申し上げますと、離婚に伴う慰謝料請求事件、充

り掛け金の支払い請求事件、不動産關係の事件、売上件、そいつた事件があるようでございます。

○政府委員(新谷正夫君) 従来の外交機關を経由するという煩瑣な手続を解消いたしまして、事務的にスムーズに行なふよう

にいたしたわけでございます。現に外交機關を經

由いたしますために、各國間のこの経路を通じて送達なり証拠調べの嘱託が届きます期間といたしまして、おおむね三ヶ月から四ヶ月かかつておる

のが通例のようでございます。はなはだしきに至ります。これは、一年をこえてよみやく相手國の実施機関に到達をした、こういう例もあるようでござります。これらの点を解消いたしますために、民訴条約におきましては、領事官が嘱託國の指定當局に請求をすればいい、このようになつております。さらに費用の弁償の保証でございますが、こ

れも原則といたしましてこの締約國相互間ににおいては費用の弁償請求をしないと、こういふことになつておるのでございます。まあこれらの点が共助法による実施の場合とたいへん違うところであらうと思うのでございます。さらに送達条約の場合は、民訴条約をさらに一步進めまして、領事官から相手國の指定當局に要請するという形式を

さらに進めまして、締約國が中央當局といふものを指定をしておきますと、嘱託國の権限のある當局、言いえますれば裁判所が直接相手國の中央當局に嘱託することができるということになつておるのでございまして、これによりまして民訴条約の場合よりはさらにまた簡素迅速化するといふことになつております。その他の点につきましては、おおむね送達あるいは証拠調べにつきましては、民訴条約と同じような内容が取り入れられておるのであります。

○亀田得治君 いただいた資料の一九ページでござります。これは内容はほとんど同一でござります。これによりますと、外交機關を経由することも、これは全然廃止したわけではございませんけれども、どういふような案件であります。

○政府委員(新谷正夫君) 最近の件数でございますけれども、昭和四十二年におきましては、特許権侵害事件が二件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件、特許とか、意匠とか、そういう關係はどちらくらいあるんであります。

○亀田得治君 特許権といふのはドイツらしい事件のように思つたんですですが、これは件数四十五件の中で、特許とか、意匠とか、そういう關係はど

れくらいあるんであります。

○政府委員(新谷正夫君) 最近の件数でございますけれども、昭和四十二年におきましては、特許権侵害事件が二件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。

○亀田得治君 その裏ですね。一二五ページ、証

拠調べの關係、これは米国が非常に多いようです

が、これはどんなんような案件であります。

○政府委員(新谷正夫君) アメリカの裁判所から

嘱託を受けました証拠調べ事件と申しますのは、昭和四十二年に商標権侵害事件、それからマット

に聞きますが、アメリカ合衆国が一番多いです、二十四件。これはどういうふうな案件であります。

○亀田得治君 それから、その次の一一三ページですか、向こうからの嘱託による關係ですが、送達國際ではドイツが一番多いようですね。これはどういったよろしくな内容でございます。

○亀田得治君 それから、その他の事件であります。されど、どういふような案件であります。

○政府委員(新谷正夫君) ドイツから送達の嘱託を受けております事件は、特許権侵害事件、不正競争事件、あるいは売買に関連する損害賠償事件、売買契約件、意匠登録・実用新案登録侵害事件、売買契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権に基づく差し押さえ命令、あるいは離婚事件、証拠保全、そちらのものがドイツからの嘱託にかかるものでございます。

○政府委員(新谷正夫君) 特許権といふのはドイツらしい事件のように思つたんですですが、これは件数四十五件の中で、特許とか、意匠とか、そういう關係はどういふような案件であります。

○亀田得治君 特許権といふのはドイツらしい事件のように思つたんですですが、これは件数四十五件の中で、特許とか、意匠とか、そういう關係はどういふような案件であります。

○政府委員(新谷正夫君) 最近の件数でございますけれども、昭和四十二年におきましては、特許権侵害事件が二件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。それから四十三年

に一件、四十四年に、これは工業所有権侵害事件に一件ござります。

それから昭和四十三年に同じく輸出貨物の売買代金請求事件、昭和四十四年におきましては生命保険金の事件、こういうふうになつております。

○鶴田得治君 まあえらいこまかいことを聞くようですが、おおよその状態が想像できますのでお聞きしているわけですが、その次のページです。

○政府委員(新谷正夫君) アメリカ合衆国から送達の一これはアメリカに駐在する日本の領事に対する送達の嘱託でございますが、このアメリカ関係におきましては、離婚事件、あるいはそれに伴う慰謝料請求事件、不動産関係の事件、損害賠償請求事件、親子関係不存在確認事件、あるいは充り掛け金等の金銭の支払い請求事件、自動車の引き渡し請求事件、そういうものがおもなものでございます。

○鶴田得治君 その裏の一二八ページですね、これはすべて在米の領事官のようですが、嘱託先は。これはどんなような案件でしよう。

○政府委員(新谷正夫君) 昭和三十九年におきましては、不当利息の返還請求事件が一件ございました。これはどんなような請求事件が一件と、所有権移転登記手続請求事件が一件ずつ。四十一年におきましては、不動産所有権の確認と移転登記手続請求事件、これが一件ずつになっておりますが、そのような状況でござります。

○鶴田得治君 その次の一二九ページに、外國においておいてする送達に要する期間と、いうのが出ておりますが、さつき局長からも、ちょっと長いところは一年以上だといふ話がありました。この表によると、ブラジルが一年二ヵ月以上といふように書いてあります。これはどうしてこんなにかかるのでしようか。

○政府委員(新谷正夫君) これは裁判所のほうの資料なんだとさいますけれども、実はブラジルでなぜこんなに長くかかるのかということは、私ど

ものほうでは把握できないわけでございます。

○鶴田得治君 お国柄といふのは、のんびりしているという事であります。それにしても、ちょっと長過ぎますな。これは一般のほかの事務でもそういうふうにやつているわけですか、お国柄といふのは。

○政府委員(新谷正夫君) 一般的に、先ほどお話を聞いておきましたが、この問題は、のんびりしておるといふうことと、このように時間をするといふものは、ほかには経験いたしております。この送達に要する期間といいたしまして、目立つてブラジルの場合には長い時間がかかるておると、われわれもこれは非常にいま奇異に思つておるわけでございます。

○鶴田得治君 それから最後にもう一つお聞きしておきますが、条約の加盟国でもない、また二国間の特別取りきめもないといふ国がたくさんあるわけですね。そういう国との間では、便宜のわかるいをするといふふうな道はないのでしょうか。

○鶴田得治君 まだ、そういう条約、取りきめ等がなくとも、そのような依頼といふものはないのかどうか。必要性といふものは、おそらく私はあると思うのです。こちら側から見た場合も、やはりある

現にいまそのような例といたしまして問題になつた国いたしましては、フランスとか、ベルギーとか、イタリアといふうな国があるようでございます。これらの国に対しましては、司法互助についての取りきめをしたいということをそれぞれの国から申し入れがあつたことはございません。五年の民訴条約の内容に従つたような取りきめをしてほしい、こういう提案があつたようですが、それなりますと、ただこの取りきめだけでは実際に手続が動きませんので、立法措置も必要になつてまいる場合もあるわけであります。この民訴条約に加盟店たまれば、この問題は一拳に解消するわけであります。どうしてもこういった取りきめができない場合には、これは送達の場合は公示送達の方法に訴えるしかないと思ひます。証拠調べは、これは相手国のほうで実施してもらひ必要がありますので、これは實際上行なうことができないという結果になるわけであります。

○鶴田得治君 一つのケースで、証拠として非常に中心的な価値のある点だといふような問題等の場合にも、結局それはあきらめざるを得ないといふことになるのか。事実、そういうふうにやつた場合が多いのだろうと思いますが、しかし、それは特に外交ルートを通じて事案の性質というものを説明して、そして協力を求める、相手が了解すればそのことができるということになるのか、ならないのか。そういう場合には、どういふふうにいますけれども、そうでない限りは、保証がないがいまして、取りきめがありませんと、相手がそれを異議を述べないという場合であれば別でございますけれども、そうでない限りは、保証がないわけでございますので、いかんともいたしがたい、こういう結果になるわけであります。

○鶴田得治君 それは、日本が要求された場合にあります。たとえばわが国の裁判所からある特定国裁判所に對して証拠調べの協力の要請を出すといったします。その場合には、相手国が取り

ることでござりますれば、その限りにおいてはその証拠調べも実施可能になるわけでございます。異議がなければ行ない得るということでござりますて、これは今回の条約の中にもそいつたことがあります。これにてお聞きいたしております。現に、國際間におきまして手段の取りきめがなくとも、相手国が異議を述べないという場合には、これが実施できる場合も残されておるわけでございます。しかし、これは何らの保証がないことでございますので、必ずそれが実現できるというわけのものでもないわけでございます。そういう意味で、取りきめなり条約はやはり必要であるといふことは言えるかと思ひます。

○鶴田得治君 条約なり取りきめの必要性はわかるのですが、全部がまだそろつておらぬものですからね。いままではそんな例はないのですか、そのため非常に困つたといったよ。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどもちょっと申し上げましたが、裁判所におきまして、フランスとベルギーとかあるいはイタリアに対しましてそういう要請を、また向こうから持ち出してこちらの場面にも、取りきめがないといふことの理由によりまして、これが実現しておられません。したがいまして、取りきめがありませんと、相手がそれを異議を述べないといふ場合であれば別でございますけれども、そうでない限りは、保証がないわけでございますので、いかんともいたしがたい、こういう結果になるわけであります。

○鶴田得治君 ただいま申し上げたのは、先方の国から来た場合のようでございます。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないものと認め
て、さよなら決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 次に、航空機の強取等の
処罰に関する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 この法律案は、早く節柄成立させなければならぬ性格のものであります。この立法が考えられた直接の動機になつたのが例の「よど」号事件ですが、警察のほうにお聞きいたしますが、「よど」号事件のその後の捜査の状況ですね、その点をこの際できるだけ詳細にひとつ報告を願います。

○政府委員(川島広守君) 「よど」号事件のその後の捜査でござりますが、現在まで乗客の方々十八名及び乗務員七名の方々の御協力をいたしまして、機内における彼らの行動の調査等につきまして事情の聴取をいたしました。そのようなかつこうで、なほた「よど」号の機体、あるいはまた被疑者の自宅、あるいは関係所、全部で四十カ所の押収検索を実施いたしまして、相当数の証拠物件等も押収いたしたわけござります。さらに、機内に遺留指紋が百七十九個等をいたしまして、田宮以下被疑者九名の人定をほぼ終わったわけであります。ほほと申しますのは、被疑者九名のうち八名につきましては完全に遺留指紋の一一致を見えておりますけれども、一名の被疑者につきましては遺留指紋の照合ができませんので、そこで安部公博という被疑者につきましては、乗客の証言あるいはまた人相その他面割り等によりまして、ほほ安部公博であるといふるうに最終的な断定に至つておりますが、それとも、以上のようない形で九名の被疑者のおおむね特定を終わつたわけであります。さらに加えまして、その後、赤軍派の議長といわれております塙見孝也及び最高幹部の一人であります前田祐一、これらにつきまして、三月の十五日の日に、大菩薩峠の事件その他の事件で両名を検挙いたしました。

○龜田得治君 この法律案は、早く節柄成立させなければならぬ性格のものであります。この立法が考えられた直接の動機になつたのが例の「よど」号事件ですが、「よど」号事件のその後の捜査の状況ですね、その点をこの際できるだけ詳細にひとつ報告を願います。

○政府委員(川島広守君) 「よど」号事件のその後の捜査でござりますが、現在まで乗客の方々十八名及び乗務員七名の方々の御協力をいたしまして、機内における彼らの行動の調査等につきまして事情の聴取をいたしました。そのようなかつこうで、なほた「よど」号の機体、あるいはまた被疑者の自宅、あるいは関係所、全部で四十カ所の押収検索を実施いたしました。それから機内に遺留指紋が百七十九個等をいたしまして、田宮以下被疑者九名の人定をほぼ終わったわけであります。ほほと申しますのは、被疑者九名のうち八名につきましては完全に遺留指紋の一一致を見えておりますけれども、一名の被疑者につきましては遺留指紋の照合ができませんので、そこで安部公博という被疑者につきましては、乗客の証言あるいはまた人相その他面割り等によりまして、ほほ安部公博であるといふるうに最終的な断定に至つておりますが、それとも、以上のようない形で九名の被疑者のおおむね特定を終わつたわけであります。さらに加えまして、その後、赤軍派の議長といわれております塙見孝也及び最高幹部の一人であります前田祐一、これらにつきまして、三月の十五日の日に、大菩薩峠の事件その他の事件で両名を検挙いたしました。

その後取り調べの中でいろいろ出てまいりまし
て、この両名が今日の「よど」号のハイジャック
事件に関して事前に謀議をしたことが明らかにな
りましたので、四月の二十二日に両名について新

たに強盗その他の容疑で逮捕状を得まして再逮捕をして、今日に至っているわけでございます。したがつて、その後両名の供述の内容等から、関連については一昨日逮捕いたしたわけであります。その他の自余のものにつきましてもただいま捜査を続行いたしております。なほまた、「よど」号の機内に遺留されておりました小刀——三十三センチの長さでござりますが、刀。それから鉄パイプ爆弾一個、それから試験管一本、うち一本につきましては濃硫酸が入つておりました。これをセットすればおおむね過去のわれわれの実験例では十メーターケーブルにては殺傷力を有するといふるものも押収をいたしております。

以上のようなことが捜査の一応のあらましでござります。○龜田得治君 その鉄パイプ爆弾というのは、実際に使用したら「よど」号が破壊されるというふうな、そういう中身のものですか。

○政府委員(川島広守君) 昨年の秋に一連の鉄パイプ爆弾等の使用されました事案もございまして、その後私のほうで同様のものを使いまして屋外で実験をした結果では、先ほど申しましたように、おおむね十メートル内外のものにつきましてはかなりの破壊力を持っておりますから、かなりの負傷、あるいは場合によりましては死ぬといふことがあります。したがつて、これ

おおむね北朝鮮でそういうものは全部出されたんじゃないんですか、何か特に目につかないようなところに一個だけあつたわけですか、どういう鑑定なんでしょうか。

○政府委員(川島広守君) 鉄パイプ爆弾の押収しました一個は、座席のところに放置してあつたわけでござります。乗客の方々のお話では、全員がそれぞれひもでつて腰のあたりに下げたり、あるいは首から下げるなりしておつたそうでござります。そのうちの一本がどういう理由か知りませんけれども座席のところに放置してあつたのを押収したわけでござります。

○龜田得治君 座席の下とか、そういうわかりにくいところなんですか。

○政府委員(川島広守君) そうでございませんで、座席の上に置いてあつたわけでござります。○龜田得治君 それじゃ、おりるときに一個だけ置いていつたわけだな。向こうでも当然向こうの担当官が機内は全部調べているだろうと思いますがね。そういう点もお帰りになった人から警察はお聞きになつていてると思いますが、それはあるというの。

○政府委員(川島広守君) 塙見、前田の両名の取り調べにつきましては、両名が黙否権を使って、事柄の全貌を明白に供述をいたしているわけではございません。したがつて、謀議の日時、場所等につきましてはつまびらかでございませんけれども、現在までの検査では、おおむね三月の中ごろからこの種の計画が謀議されておつたのではなかろうか、かのように推定をいたしておつたわけでござります。

○政府委員(川島広守君) 塙見、前田といふのは、この二人は今回の事件について中心的な役割りだつたんでしょうが、その準備過程においては。

○政府委員(川島広守君) 乗務員の方及び山村次官にもお話を伺いましたわけでござりますが、そのお話では、被疑者がそれを持って機外に出ましたことは、直ちに封緘をしたそでございました。それが御案内のとおりに機内という密室の中でもしもかりに使用されたといいますならば、相当な破壊力を持つたものである、かように考えておる次第でござります。

○龜田得治君 どれくらいの大きさのものですか。

いま申しましたこの鉄パイプ爆弾一本と試験管が一本、それ以外の、いま申しました十二本の一本、そのうち濃硫酸が入つていますのが二本でございます。そのほかに白さやに入つております。

○龜田得治君 そういう鉄パイプ爆弾は何個積んでいたんですか、いままでの調べの結果では。たのは一個でございますが、その他乗客の方々の証言、あるいはまた写真等を見ますと、鉄パイプ爆弾は十二本であろう、かように推定いたしております。したがつて、そのようなものは彼らが機外に出ますときにそれぞれ携行して表に出た、そのまま直ちに封緘をしたというふうな模様でございますが、したがつて、いまお話をございましたように、おそらくそこに置き忘れていたのだろうと、五本というふうに判断されるわけでござります。

○龜田得治君 それは、北朝鮮でそういうものは全部出されたんじゃないんですか、何か特に目に

つかないようなところに一個だけあつたわけですか、どういう鑑定なんでしょうか。

○政府委員(川島広守君) 鉄パイプ爆弾の押収しました一個は、座席のところに放置してあつたわけでござります。乗客の方々のお話では、全員がそれぞれひもでつて腰のあたりに下げたり、あるいは首から下げるなりしておつたそうでござります。そのうちの一本がどういう理由か知りませんけれども座席のところに放置してあつたのを押収したわけでござります。

○龜田得治君 何かわざと忘れていたような感じもしますね。それはみな持つておられるのが普通でしょ、まあその辺はよくわかりませんが、いうふうに推定されるわけでござります。

○政府委員(川島広守君) 何かわざと忘れていたような感じもしますね。それはみな持つておられるのが普通でしょ、まあその辺はよくわかりませんが、そこで塙見、前田二人のことについては先ほど御説明がありましたが、これは三月十五日ですか、逮捕しましたのは——そうですね。それで、事前に謀議をしたというの、それはいつごろなんでしょうね。

○政府委員(川島広守君) 塙見、前田の両名の取り調べにつきましては、両名が黙否権を使って、事柄の全貌を明白に供述をいたしているわけではございません。したがつて、謀議の日時、場所等につきましてはつまびらかでございませんけれども、現在までの検査では、おおむね三月の中ごろからこの種の計画が謀議されておつたのではなかろうか、かのように推定をいたしておつたわけでござります。

○政府委員(川島広守君) 塙見、前田といふのは、この二人は今回の事件について中心的な役割りだつたんでしょうが、その準備過程においては。

○政府委員(川島広守君) そのように判断をいたしております。

○龜田得治君 そうすると、この計画を立てて相

談を始めたすぐほかのことと逮捕された。そ

ういう関係になるわけですね。

○政府委員(川島広守君) そのように考えておりません。

○龜田得治君

中旬からこの計画が進められたのではないか――すぐこの両名が逮捕、あとはだれ

が中心で進めたのでしょうか、今までの捜査の結果から見て。

○政府委員(川島広守君) 先ほども申しましたよ

うに、その辺の詳細については、まだ供述を得てお

りませんので、断定的に申し上げることはできな

いのですが、おそらく、これも推定の域

を出ませんけれども、現地に行つております田宮

という今回の実行行為のキャップと思われます

の男、これはそもそも赤軍派の政治局員の中の一

人でござりますから、おそらくこの田宮なる者が

今回の実行行為の指揮をとつたものと判断をいた

しております。

○龜田得治君 この三月十五日に壇見、前田兩君

を逮捕しているわけですが、本件が発生した三月

三十一日まで約一週間期間があるわけですが、そ

の間ににおいて何かこの種の計画があるといふう

なことは全然警察としてはわからなかつたわけで

すか。

○政府委員(川島広守君) 先ほどもお答え申しま

したように、壇見及び前田が供述を部分的ながら

始めましたのは四月に入りましたから、しかも半

ば過ぎての時期でございまして、四月二十二日に

再逮捕をいたしましたがござります。三月三十一

日までの間は完全黙舌でございまして、これら両

名の被疑者からこの種の事案を何らかの形にせよ

推断するような材料は全く出ませんでございまし

た。またその他、いわゆる被疑者九名の者につき

て、これら幹部につきましては、指名手配を受け

ている者につきましては、懸命に捜査を続行いた

しておりました、その過程でこの両名がつかまつ

たわけでございますが、自後の、要するに九名中

の五名につきましての指名手配につきましては、

実は懸命に捜査を行なつておつたわけでございま

すけれども、何らこの事件に直接結びつく、ある

いは間接的であつましょると、これを事前に察

知をする、そのようなことは全くつかみ得なかつ

たのでござります。

○龜田得治君 法務省側から出た資料を拝見しま

すと、乗つ取り事件というのは世界的にずいぶん

たくさんありますね。ことに年を追つて数があえ

て、昨年などは非常なあえ方ですね。そういう状

態であるわけですが、警察としてはそのような事

件が日本でも起ころるものも少くないといったよ

うことは考えていたんですか、いや全然そういう

ことは予想していなかつたんですか、どちらなん

ですか。

○政府委員(川島広守君) いま先生のお話もござ

いましたよろしく、過去近年一二、三年の間に急激に

いわゆるこういうハイジャック事件というものが世

界的にも多発してまいりまして、一般的にはこう

いうことが将来において日本においても起ころ得

るであろうといふことは考えておつたわけでござ

います。ただ、昨年の十一月十六、十七のいわゆ

る佐藤総理が訪米されますときに、赤軍派では

ございませんでしたけれども、他の過激派の集団

の中で、飛行機を羽田空港に強行着陸をすると

か、あるいはまた早朝あるいは深夜の飛行機便を

使つて羽田空港を混乱におちいらして佐藤総理の

訪米を阻止するとか、いろいろな具体的にそ

うふうな企図が情報として入りましたので、当時

日本航空あるいはその他の航空会社あるいは運輸

省の航空局その他いろいろ具体的に相談をしま

して、御記憶のとおり、羽田空港を事实上一日だ

官を充てて警戒に当たつておる次第でございま

す。なお、四月六日に警察庁内にハイジャック対

策委員会を設けまして、事前の予防措置、起る

わけですか。

○政府委員(川島広守君) この事案が起つてしま

てから、四月の一日付で全国の都道府県警察に対

しまして本件事案の概要を知らせると同時に、今後警察が特に警戒、警備の上でとるべき主要の手

は、御指摘のとおりでござります。

○龜田得治君 現在はどういうふうにやつておる

わけですか。

○政府委員(川島広守君) この事案が起つてしま

てから、四月の一日付で全国の都道府県警察に対

しまして本件事案の概要を知らせると同時に、今後警察が特に警戒、警備の上でとるべき主要の手

は、御指摘のとおりでござります。

○龜田得治君 まあ、今度の法案は、とにかくハ

イジャックについて現在の刑法よりも非常に重く

抑える、これが一番大事なところですから、それ

でいまお聞きしているわけですが、なかなか、

厳重にやり過ぎると人権侵害になる場合もあるだ

ろうし、ゆるくやつておると抜けていくといふ心

配があるだろうし、その辺のところをどういうふ

うに研究して実際おやりになつていてるのか。たと

えば、探知器ということも新聞等で拝見している

わけですが、こういうものはもうすでにちゃんと

各飛行場に配備されているのですか、どうなんで

すか。羽田くらいはもちろん配備しているだらう

と思いますが。

○政府委員(川島広守君) お話をとおりでござい

ます。羽田空港について申しますと、大体七時か

八時の時間帯に発着陸する飛行機は十数便でござ

ります。そういうようなことをございまして、當時あ

ら八時の時間帯にはほとんど問題が起つておらな

い、そういうようなことをございまして、當時あ

る時間帯には正私服全部合わせて二十一名の警察

官が空港の一般的な意味での警備に当たつておつ

たのでござりますけれども、全然この種の事案を

予想しておらなかつた、お話をとおりでございま

して、結果的にこのよるな事案が起つてしまつ

たことは、まことに遺憾でござりますが、いま先

生からお話をございましたように、そのような心

がまとめて申しましようか、準備がなかつたこと

は、御指摘のとおりでござります。

○龜田得治君 現在はどういうふうにやつておる

わけですか。

○政府委員(川島広守君) この事案が起つてしま

てから、四月の一日付で全国の都道府県警察に対

しまして本件事案の概要を知らせると同時に、今

後警察が特に警戒、警備の上でとるべき主要の手

は、御指摘のとおりでござります。

押える、これが一番大事なところですから、それ

でいまお聞きしているわけですが、なかなか、

厳重にやり過ぎると人権侵害になる場合もあるだ

ろうし、ゆるくやつておると抜けていくといふ心

配があるだろうし、その辺のところをどういうふ

うに研究して実際おやりになつていてるのか。たと

えば、探知器ということも新聞等で拝見している

わけですが、こういうものはもうすでにちゃんと

各飛行場に配備されているのですか、どうなんで

すか。羽田くらいはもちろん配備しているだらう

と思いますが。

○政府委員(川島広守君) ただいまお話をござい

ます。そこで、警察側のとつておる措置でござ

います。お話をございましたように、人権

上の問題をございまして、非常にむずかしゅう

ございます。そこで、警察側のとつておる措置でござ

います。そのためには、何と申しましてもそのような犯行の

企図を事前に察知をするということが最良の防止

策でございまして、いわゆる水ぎわと申しま

す。またのように、実はこの種の事案を防止いたしま

すためには、何と申しましてもそのような犯行の

企図を事前に察知するということが最良の防止

策でございまして、いわゆる水ぎわと申しま

す。そこで、空港の現場でこの種の容疑者を発見をする

ということは、お話をございましたように、人権

上の問題をございまして、非常にむずかしゅう

ございます。そこで、警察側のとつておる措置でござ

ります。そこでは、空港の現場でこの種の容疑者を発見する

ということは、お話をございましたように、人権

上の問題をございまして、非常にむずかしゅう

ございます。そこで、警察側のとつておる措置でござ

ります。そこで、空港の現場でこの種の容疑者を発見する

ということは、お話をございましたように、人権

上の問題をございまして、非常にむずかしゅう

ございます。そこで、警察側のとつておる措置でござ

ります。

定どおりに実施していただきすれば、かなりの防止といふものができるのではなかろうか。そういう意味で、関係の会社では、あの事件が起きました後、ガードマン等を採用になっておられるようございますし、それぞれのいま申しましたような会社の側でも、いろんな防止対策をすいぶんとつておられます。それと、わが方いたしましては、協力をいたしまして、今日まで至つておるわけでござります。そこで、いまお話をございました金属の探知器等は、羽田を含めまして、その他主要な空港にはかねて持つておりますので、これを人権上の配慮を加えながら使わしていただいているのが現状でござります。ちなみに、あの事件が起こりました後、羽田では、検挙事件が五件、手荷物を受託荷物に変更するというような事案等を含めまして二十四件、締めまして二十九件の事案が実は起つております。大阪空港におきましても、三件程度同様な事件が起つております。そういう意味合いで、部分的には探知その他によりますいろんな警戒の実績もあつておるかと思いますけれども、いまお話をございました、何と申しましてもこれはたいへん乗客その他の方々の自發的な協力をまつてしかできないことでござりますので、今後とも探知の問題につきましては、航空関係会社でもそれを推進するためのいろいろな器材の整備にもいま努力されておるようございますけれども、今後とも警察としましては、あくまでも人権上の配慮を第一に考えながら、いま申しましたようなことにおいて御協力申し上げたい、かように考えておる次第でござります。

○鷗田得治君 その羽田空港で二十九件というのは、その中身をもうちょっとと具体的に説明願いたいと思います。

○政府委員(川島広守君) 検挙いたしましたのは、あくまでも人権法違反で現行犯逮捕しまして書類送致をいたしております。それから散弾銃を持っておりましたが、それが角棒、それから鞭杖等のしたのが一件、それから角棒、それから鞭杖等のものは持ちておきましたのが一件、これは軽犯罪法で書類送検をしたわけでございます。その他取り扱いました二十四件の中身は、わざと、ナイフ、拳銃——この拳銃は外国人のボデーガードが持つておりましたものでございまして、それから模擬刀——おもちゃの刀でございますが、模擬刀、実際に使えば殺傷力がありますけれども、それから玩具の拳銃、それからほうちよう、その他精神病者の保護でありますとか、迷子の保護でありますとか、こういったものが二十四件、こんな内容であります。

○鷗田得治君 それは探知器でわかつたのですか。

○政府委員(川島広守君) 探知器によつて発見したもののもございませんし、拳銃不審その他によつてそういうものを発見したものもあります。

○鷗田得治君 正当に持ち歩きできるものも探知器にはやはり反応してくるのでしょうか、同じような金属であれば。

○政府委員(川島広守君) さようございます。そこに問題はあるわけでござります。

○鷗田得治君 それで、反応があつたから荷物を開いてもらつたがそれは差しつかえないものであつたというふうなものはどれくらい出ているのですか。

○政府委員(川島広守君) ちよつとその点についてはまだ調査いたしておりません。

○鷗田得治君 それでは、反応があつたから荷物を開いてもらつたがそれは差しつかえないものであつたというふうなものはどれくらい出ているのです。

○松澤兼人君 これはもう山村政務次官が衆議院の委員会で十五人ということをはつきり言つています。中に乗つた人が十五人といふんだけれども、警察のほうでは、九人といふことで断じて間違いないと、こうおつしやるわけですね。

○政府委員(川島広守君) 機長、副操縦士、その他機関士の方々の証言で、九名であることはっきりいたしております。

○松澤兼人君 それでは、もう九人といふこと以外には疑わしい人もおらないし、警察としては九人だけを対象にしているというふうに考えていいんですね。

○政府委員(川島広守君) 九名だけでございましたけれども、九名でございます。

○松澤兼人君 確かに、山村政務次官が委員会の席上話したのは、十五人という人数で出ていたけれども、九名でございます。

○政府委員(川島広守君) その羽田空港で二十九件というのは、その中身をもうちょっとと具体的に説明願いたいと思います。

○政府委員(川島広守君) いたいわゆる被疑者といふものはいないと、こういうふうに断定ができるわけですね。たとえば、山村次官を含めて四名、被疑者が九名、これはもうきわめて明瞭になつておりますから、間違いございません。

○政府委員(川島広守君) 金浦から飛び立ちましたときに、山村次官を含めて四名、被疑者が九名、これはもうきわめて明瞭になつておりますから、間違いございません。

○松澤兼人君 それでは九人といふことで……。いま亀田委員からお話をありますと、九名のうち一名だけは指紋が出てこないということであつたと、そつする、もう九人全部、名前なりあるいはその経歴といふものは警察のほうであります。

○政府委員(川島広守君) 九名でござります。

○松澤兼人君 そろしますと、いままで山村政務次官などが十四人あるいは十五人と言つておるのとは間違いないんですね。

○政府委員(川島広守君) 山村次官が十四名あるいは十五名とおつしやったことは、私存じ上げております。被疑者は九名でございません。

○松澤兼人君 これはもう山村政務次官が衆議院の委員会で十五人ということをはつきり言つています。中に乗つた人が十五人といふんだけれども、警察のほうでは、九人といふことで断じて間違いないと、こうおつしやるわけですね。

○政府委員(川島広守君) 機長、副操縦士、その他機関士の方々の証言で、九名であることははつきりいたしております。

○松澤兼人君 それでは、もう九人といふこと以外には疑わしい人もおらないし、警察としては九人だけを対象にしているというふうに考えていいんですね。

○政府委員(川島広守君) 今回の事件で、いまお尋ねございまして板付における説得といふことは、実はやつております。犯人らは警察官を絶対に機体の近くに近づけない。警察官が近づけば爆破するというようなことを言つておつたようですが、いまして、警察官が直接犯人に向かつて説得をしたという事実はございません。

○松澤兼人君 これもやつぱり速記などを見ますと、警察本部長が飛行場に待機していて、そうして実際は板付の警察署長が内部と連絡をとつて説得をしたということが書いてありますけれども、じやあ、そういう事実はなかつた。

○政府委員(川島広守君) そういう事実はございません。

○松澤兼人君 そうしますと、板付飛行場において説得したという事実は、警察以外にだれかがやつたのですか、あるいは運輸省とかその他の政府関係の機関がやつたという事実があるのですか。

○政府委員(川島広守君) 御案内のとおりに、百二十名の乗客のうち、老人、子供、御婦人、あるいは病人の方、二十三名が板付で飛行機からおりたわけござります。そのような具体的な説得については、日航の所長さんがおやりになつたといふうに聞いております。

○松澤兼人君 そうすると、警察の説得なり、あるいは老人、子供の機外へおろすということですが、そういうことに關係がないし、また運輸省あるいは航空局としても、あるいは飛行場としても關係がない、日航の係員あるいは職員が、病人やあるいは老人、子供をおろしなさいということだけ説得をしたということになるわけですか。

○政府委員(川島広守君) 先ほどどのお答え、ちょっとことばが足りなかつたのでござりますが、今回の板付においてとりました措置は、県警本部長と、それから日本航空の現地の所長さん、それから運輸省の保安事務所長さん、三者で終始緊密なる打ち合わせ、協議を遂げました上で、ます何よりも乗客の安全なる救出をはかることが第一義である。そういう立場で、飛行機の発進を阻止して、そうしていま申しましたような老人、子供、その他の方々をまずおりて、いただいとて、長期にわたつて説得を遂げるといふうなことを、三者の意見は一致を見ておつたわけであります。そのような三者の意見の一一致に基づいて、いま申しましたような措置がとられたものでございます。

○松澤兼人君 そういうお話を聞けば、警察としても、あるいは運輸省、航空局、あるいは現場の飛行場長ですか、あるいは管理官、そういう者が話している。いろいろなことがよくわかるわけですね。そういうふうに解釈していいですね。

○政府委員(川島広守君) 先ほど申しましたように、常時三者で協議を遂げました上で、私のほうといたしましては、直接機内の犯人らに呼びかけたわけござります。そのような具体的な説得については、日航の所長さんがおやりになつたといふうに聞いております。

○松澤兼人君 そうすると、警察の説得なり、あるいは老人、子供の機外へおろすということだけ、赤軍派といいますか、いふうに言われておるようですが、警察として赤軍派に属する集団といふものは何人ぐらいにお考へになつていますか。

○政府委員(川島広守君) 約四百名前後と把握しております。

○松澤兼人君 それで、大菩薩峠の合宿訓練に集まつた人は何人ぐらいですか。

○政府委員(川島広守君) 五十三名全員を現行犯で逮捕いたしました。したがつて、五十三名でございます。

○松澤兼人君 それで、ごく概略でいいので十分が、いわゆる赤軍派といふ名前を名乗つて、各地でこれまでどのような事犯があつたのか、お調べをしておりませんか。

○政府委員(川島広守君) いわゆる赤軍派と申

めからいままお話をございました大菩薩峠の事件、その他いろいろございまして、四十七件の現行犯をこれまで敢行いたしております。それで、現在まで逮捕しました延べ人員が三百三名、実質人員が二百三十二名というものを逮捕して今日に至つておる次第でございます。

○松澤兼人君 延べで三百三名、現在まだ逮捕を受けております者が五十一名おります。

○松澤兼人君 そうしますと、これは延べで二三百三名なり、あるいは実質人員で言えば二百零人ですね。それから五十一名が拘禁中あるいは拘束中である。そのほかの人は普通の生活をしているわけですね。

○政府委員(川島広守君) この赤軍派の集団は、昨年の十一月の五日のいわゆる大菩薩峠事件でおむね幹部は根こそぎ検挙されまして、事實上破滅状態に一時はなつたのでござりますけれども、その後、事件のあと十二月から本年の一月にかけて、全國に、きわめて精力的など申しまして、それが、オルグ活動を行ないまして、そして勢力の回復をはかりました。本年の一月の十六日に都内おむね幹部は根こそぎ検挙されまして、東京都内でも先般のよみ月の闘争には約二十名程度、高校生だけではございませんが、参加をいたしております。このままして、全国に、きわめて精力的など申しまして、そのときにはおおむね約二百名程度の者がこれに参集してまいりました。大体四百名と先ほど申しましたが、そのうちの実際に行動的でございましたのは約二百名といふうに判斷いたしております。大体昨年の九月四日の発足動き出しまして、正式には昨年の九月の四日、都内のお萬葉の公会堂で赤軍派の結成大会を持つて、グルーブが中心になりまして、昨年の春ごろからそこで正式に赤軍派といふ派閥が誕生したわけでござります。その誕生いたしま前後に、彼らがこれまでこの派閥は、元来いわゆる共産主義者同盟——ブランドと申しますが、この派閥の中の関西派のグループが中心になりました。そこで正式に赤軍派といふ派閥が誕生したわけでござりますが、そのときにはおおむね約二百名程度の者がこれに参集してまいりました。大体四百名と先ほど申しましたが、そのうちの実際に行

動的でございましたのは約二百名といふうに判斷いたしております。大体昨年の九月四日の発足

○政府委員(川島広守君) 二カ月間の間に、ほぼ発足当時の勢力に回復をした。しかも彼らは、現在いわゆる六月の七

○年闘争のピークといわれておりますけれども、

○松澤兼人君 それとおりでござります。

○松澤兼人君 全體として、いわゆる過激派集団、確かに、反代々木派とか、あるいは反共産党とか、そういう過激派集団の中における指導権と申しますが、ヘゲモニー、そういう指導力あるいは指導権といふ立場から考えてみたら、相当影響力がある集団なんですか。あるいは、彼らが非常にしきこがいいかもしれないけれども、しかし全體の過激派集団の中においてはそれほど影響力が大きい、あるいは指導権が強くないといふ

○政府委員(川島広守君) となのか、その辺の評価はどういう……。

○政府委員(川島広守君) 赤軍派と申しますのは、いま尋ねのこの過激派集団全体の中におき

ましては、ほとんど影響力を持っておりません。

いわゆる最近のことばで申せば一匹オオカミとも申しましようか、全然これら的一般の過激集団とは離れたこれは存在でございます。

○松澤兼人君 そこで、まあ影響力のあまりない、そして、いわゆる統一的な革命行動といいますか、革命運動といふことから離れておるということであれば、過激派集団全体に対する影響力といふものはそん大きなものではないと考えていいのです。

○政府委員(川島広守君) 全体に対します影響力はきわめて弱いと思います。ただ、先ほどもお答え申し上げましたように、これら赤軍派の現在の当面の目標といたしますのは、いわゆるこの秋に向かつて武装蜂起をする、そのための勢力の拡大、そのための準備行動、こういうところに力点を置いておりますので、先ほど触れましたように、全国各地を飛び歩きまして高校生あるいは学生等に対して強力に働きかけをいたしております。現在既存の過激派集団、このものとほ、先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますが、離れた存在でございます。赤軍派自体がいわゆる勢力を拡大していく、そういうような意味合いにおいては非常に危険な存在でございます。

○松澤兼人君 この秋の闘争といふことを呼号しておるようになっておりますが、それに対する、まあ全体の過激派集団といいますか、そういう人たちとの連絡といふものはないと考えて、あるいはできないと考えてよろしいですか。

○政府委員(川島広守君) 断定的に全くないのだから離れてきた組織でございますから、もともと根は共産党にあるわけでございます。そういう意味で、共産党の中で四つの派の派閥に分かれておりますけれども、そういう意味では幹部同士が同じ

根本から生まれてきたわけでございますから、そういう意味ではつながりがあるわけでございます。ただ、お尋ねがございましたように、いわゆる過

激派集団全体に対する影響力からとらえますと、赤軍派といふものはいわばそこから出てきた一匹

オオカミ的な存在でございますので、その意味で

力といふものはそん大きなものではないと考えていいのです。

○松澤兼人君 やはり心配になることは、その赤

軍派といふものが過激派集団の中で非常に強い

力モードを持つようになると、あるいはまた特

定の運動あるいは行動に對して他の集団の人たち

が共同戦線を張るとかいろいろことが心配になるわ

けでして、その心配はあまりないということであ

れば、もう一つの問題は、やはり運動、戰術とい

う面で赤軍派があいいうてなことをやれば、負

けてはいるならからといって、それに近い集団

あるいは派閥が競争的に非常に過激な運動ある

には戰術行動をとることも考えられます

が、そういう点はどのように評価されております

か。

○政府委員(川島広守君) 過激派集団の中で赤軍派がいわば飛び抜けた過激であるということは一

応言い得るわけでございますけれども、他の派閥

の中でも、非常に過激な考え方を持ち、または過

去に現に過激な行動をいたした実績を持つており

ます派閥も相当ほかにもござります。したがつて、赤軍派だけが危険といふわけではございませんで、過激派集団全体の中でそのような過激な行動の実績を持つておるわけでございますから、そういう意味では、われわれの立場から申すと、赤

軍派だけではありませんで、それ以外にも非常に

対してまいりたい、かのように考えております。

○松澤兼人君 警察のほうとしても、やはりどう

か、注意をしておられるわけですか。

○政府委員(川島広守君) 現在令状が発付されておりましてまだ逮捕できません者が數十名赤軍派につきましておりますが、したがって、いま懸

命にこの搜査をいたしておる次第でございます。

○松澤兼人君 やはり心配になることは、その赤

軍派といふものが過激派集団の中でも、い

わゆる幹部級の者もまだおりますので、こういうふうな人たちの行動の確認につきましては十分に

対処してまいりたい、かように考えております。

○松澤兼人君 警察のほうとしても、やはりどう

かという點はどうですか。

○政府委員(川島広守君) ますその間隙を埋めま

して、いわゆるハイジャックを正面から处罚でき

ておりますが、現在の刑罰法規におきましては、この刑罰法規にびったりと適用できる罰則規

定がございません。で、ますその間隙を埋めま

して、いわゆるハイジャックを正面から处罚でき

ておりますが、現在の刑罰法規におきましては、この刑罰法規にびったりと適用できる罰則規

定がございません。で、ますその間隙を埋めま

して、いわゆるハイジャックを正面から处罚でき

ておりますが、現在の刑罰法規におきましては、この刑罰法規にびっくりと適用できる罰則規

定がございません。で、ますその間隙を埋めま

して、いわゆるハイジャックを正面から处罚でき

ておりますが、現在の刑罰法規におきましては、この刑罰法規にびっくりと適用できる罰則規

定がございません。で、ますその間隙を埋めま

して、いわゆるハイジャックを正面から处罚でき

ておりますが、現在の刑罰法規におきましては、この刑罰法規にびっくりと適用できる罰則規

たり、いろいろと刑法にないような犯罪の規定をしていますけれども、今までなかつた乗っ取り事件に対する特別法ということで、刑期を重くしていりますけれども、いままでなかつた乗っ取り事件に対する特別法ということで、刑期を重くしていりますけれども、どうもこれだけではないかと、やっぱこうなるぞという一つのお

どかにはなるかもわかりませんけれども、一方では、そういう危険をおかしてでも乗っ取って、

あるいは国外へ脱出するとか、政治的な「命」をし

うことで、条文を見てみますと、これがはたして

思ひ通りになるのかというと非常に疑問に

取り締まりになるのかというとことを非常に疑問に

には違ひありませんけれども、文明國へ行けばあ

まり、そういうことは慎重に、上から洋服をさ

わってやるといふようなことをやらないように思

う。非常に乘つ取りといふことを重要な考え方れば、

多少そういう人権無視の疑いのあるような取り締

まりをしていいといふ、そういう議論もできて

くるし、また一方、人権を尊重しろということを

言えば、そういうことはすべきでないと、非常に

むずかしい問題だと思ふんでけれども、警察當

局としては、こういう法律ができたとして、はた

してこれによつてハイジャックを防止できるかど

うかという、そういう見込みを持っていらっしゃ

るかどうかですか。これではどうも私は阻止したり

することはできないようだ思うんです。警察當局

としてどんなお考えですか。

○政府委員(川島広守君) 今回の御審議願つてお

りますこの法案につきましては、やはりあくまで

も抑止力としては相当な効果があるものと判断を

いたしておりますが、この法律が成立することに

よりまして、直ちにすべてのハイジャックの事案

を防止できるというふうにはもちろん考えておりません。

それから、第二点といたしまして、この法案の

第五条に、今回の法案に盛られております各犯罪は、いわゆる世界主義という立場をとつておりますが、何人がどこで犯しましても日本国としては

この罰則を適用する、日本国の刑事裁判権が働くところにその犯人が参りました場合には処罰するということを宣言いたしておるわけでございます。で、申しますまでもなく、このハイジャックの防止といふものは、国際協力がたいへん重要な問題になつておるわけでございまして、現にことしの秋に予定されております国際連合の民間航空機構、いわゆる ICAO の法律委員会におきましては、このハイジャック防止条約といふものの草案を手でつくつておりますと、この秋にこれの条約会議を催そうといふ予定になつております。そろいたしますと、このハイジャックにつきましては、その処罰につきまして、各國がこれを処罰する義務を負うといふ内容の条約になるわけでございまして、この法案の第五条もそれとまた相まつよう規定になつておりますと、各國が、関係国がこのハイジャックをお互いに処罰していくこというふうに私どもは考えておる次第でございまして、この面におきまして、またこの法律案はハイジャックの防止に一つの大きな力を持つておるというふうに私どもは考えておる所でございます。

○松澤兼人君 現実の問題として、赤軍派の連中が北朝鮮へ行つたという場合には、もう処罰の方法はないということですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この今日のハイジャックにつきまして、これは理屈の問題で、今回の法案は法律になりましても遅及効はございませんから、今回の日航機事件については適用はないわけですが、これまでに北朝鮮へ行つたときには、この罰則を適用するといつてしまつて、それは理屈の問題といたしまして、将来にハイジャックが起きました場合、その犯人が国外に出ましたという場合には、その犯人が日本国に帰つてしまひましたときには、この罰則が適用されるといふことになるわけでござります。

○松澤兼人君 最近の新聞を見ますと、スペイン航空、イベリア航空ですか、爆弾をしかけたといふようなことが數件あつたらしい。これはいわゆる飛行機の乗つ取りとは関係がないのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) いわゆるハイジャックといわれております行為は、この法案の第一条が、なんびやり規定している行為であるらうと思うのでございます。これはまず、航行中の飛行機、これが強取するとか、あるいはほしいますに運航を支配するという点に、犯罪の構成要件の骨子があるわけでございますので、單にとまつておいたり飛行機に爆弾をしかけておいたりなどだけでは、いわゆるハイジャックに当たらない場合が多いんじゃないかと思います。

○松澤兼人君 飛行機の中でそれでは時限爆弾を据えつけ、それで飛行機を破壊するという、そういうことも、人命に関すること、あるいは航行の安全をということからいえば、この法律の適用を受けるかもしれないが、そうでない場合はこの法律の適用を受けないということになりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) このハイジャックといふ行為でござりますが、これはいわゆる航空機の乗つ取りでございまして、最も典型的なものほどかに行くということで、自分自身はとにかく安全にどこかに行こうといろいろところにこのハイジャックの骨子があるわけでございます。で、要件といたしましては、この第一条にございますように、「暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて」航行中の航空機を強取したり、あるいはほしいますにその運航を支配する、これがいわゆるハイジャック行為と考えるわけでございまして、先ほど申し上げました国際条約案でございますとか、わざかながら外国にもハイジャック処罰の罰則がございましょうがないと、こういうことです。

○政府委員(辻辰三郎君) 将来条約ができて、それに加盟した国に飛行機が着陸したという場合には適用があるけれども、その法律がない、あるいは将来条約ができるても、それに参加しない国に着いたときにはいかんともしようがないと、こういうことです。

○政府委員(辻辰三郎君) 将来条約ができました場合に、その条約には加盟していない、それからまた、その国として、国内法としてハイジャックの処罰法規を持たないという国に着陸したという場合には、その国におきましてはハイジャックとしては処罰されないわけでござりますが、やはりそれが、いろいろな別途、わが国の罰則でございますならば、爆弾の取り締まり罰則であるとか、殺人であるとか、いろいろな別途の適用条文があるわけでござります。

○松澤兼人君 そうしますと、国際条約締約国はこの法律の趣旨に従つて責任を持つと、しかしその条約に参加しない国は適用されないわけですか。なら、かりに北朝鮮に行つたといふような場合にはいかんともしようがないということですか。

○政府委員(辻辰三郎君) このハイジャック防止条約は、先ほども申しましたように、まだ結ばれていないわけでございまして、ことしの秋に一つの条約会議が行なわれるという予定でございましたが、いまして、この条約の締約国会々といふ問題はもちろん起きていないのでございません。かりにこの法案が法律になりました後に、施行におきましていわゆるハイジャックの犯人が外国に出て行つたという場合には、先ほど来申し上げておりますように、それらが日本の刑事裁判權を行ない得る地域に来ました場合には、現実にこの条文で処罰されることはあるらんございます。そのほかに、どこに参るか知りませんが、着陸いたしました外国で外国の当該処罰法規が適用されるという場合は、当然にまた外国の犯罪として処罰されることは、御承知のことおりでございまます。

○松澤兼人君 それですから、日本から飛行機を持ってアメリカに行つたと、アメリカにこれと同じような法律がありとすれば、当然そういうことになる。また、将来ハイジャックを規制するような国際条約ができる、それに加盟した国に飛行機が着陸したという場合には適用があるけれども、その法律がない、あるいは将来条約ができるても、それで私は以上お聞きいたしまして質疑を終わります。

○山田徹一君 この罰則法案が答申されるまでの期間ですね、非常なスピードでやられたわけですねけれども、その間に反対意見等はなかつたのですか。あつたらどういうことか、伺いたい。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいまの御質問は、法制審議会のことを御指摘のことかと存じます。が、法制審議会は、今回のこの法案が成立いたしました過程におきまして、法制審議会の総会が二回と、刑事法部会が一回と、特にこの刑事法部会は終日そういう詳細な点にわたりましていろいろと議論が行なわれたわけでございます。で、その三回にわたります会議におきまして、非常にこまかい法律的な面におきまして、字句はこういう字句がよからうとかといふような一つの御意見は出たわけございますが、この一条から五条までのこの趣旨につきましては御反対はなかつたわけでござります。

○山田徹一君 この「よど」号の事件については、百数十名の人質がとられたわけありますけ

れども、十日の日に何か関西のほうで人質事件が起きている。ここ数年の間、非常に人質に関する問題が多いのですけれども、この一、二年どのくらいの件数がございますか。

○政府委員(辻辰三郎君) 人質という御指摘でござりますけれども、これいろいろな形がございまして、主として刑法の場合には、略取及び誘拐の罪といいますか、そちらの罰則に当たる行為が多いと思うのですございます。あるいは不法監禁とか、そういうことになると思いますが、いま突然の御質問で、一般的の略取・誘拐關係の犯罪とか、あるいは不法監禁罪の統計資料をただいま持つておりませんので、もし必要でございましたら、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○山田徹一君 そこで法務大臣にお尋ねするのですが、このようないわゆる事件が続発する根本的な原因であります。人命軽視に当たるこのような事件、この根本的な問題が、これは一に事件を起こした当事者のだけの責任に帰するわけにはいかないと思うのです。政府、政治家、あるいは行政面に携わる指導部門の人たちも、社会的な私権は責任があると思うわけなんです。そういう点について、何とかここでさらに深く検討して、ただ法だけで縛るという意味でなしに、考えなければならない重大問題だと思ふ。こういう点について法務大臣はどうお考えでしょうか。

○國務大臣(小林武治君) これはもうお話をようやくいたしまして、やはり主として青少年の健全育成の問題、あるいは社会教育の問題、あるいはおなじ反省の問題、いろいろのことがあると思いますが、全体としてやはりみんながひとつ反省をするということと同時に、やはり予防的な措置、これは直接の問題であります。十分気をつけていかなければならぬというふうに思います。大きくなれば、これはもう社会教育の問題にも十分な配慮をすべきである、かように思ひます。

○山田徹一君 そこで、この法案の一条を見ますと、「無期又は七年以上の懲役に処する」と、こ

のようになってしまいます。最低が七年ということ起きています。最高が七年ということ起きています。なんですが、もしこの法律がなかった場合、最高の程度までの刑が課せられることになりますか」「よど」号について。

○政府委員(辻辰三郎君) 「よど」号事件につきましては、現行の刑法が適用されるわけでございませんが、まず考えられますのは刑法の強盗罪、それから不法監禁罪、それから国外移送目的の略取罪、かようなものが刑法犯として考えられると思うわけでございます。そのほかに特別法犯といったいは銃砲刀剣類所持等取締法違反、あるいは爆発物取締罰則違反、かような刑法規が適用されるとと思うわけでございますが、まだあの事案については的確な事実関係が明らかでございませんけれども、いままで私どもが承知いたしております限りにおきましては、全部罰則が有期懲役刑とまりでございますので、これらのたくさんの犯罪が成立いたしましたが、それはそれのみな有期懲役刑でありでございますから、法律上におきましては、最高併合罪の仮定をいたしまして懲役二十年というものがこの法定刑の処断できる場合の最高の刑であると、かように考えております。

○山田徹一君 そうしますと、諸外国の例では、刑の期間といいますか、どのようになっておりますか。

○政府委員(辻辰三郎君) お手元にお配りいたしておりますこの法案の資料の一つに「外國立法例の概要」がございます。現在ハイジャック關係を真正面から規定をしておりますのは、アルゼンチンとオーストラリア、メキシコ、アメリカという四ヵ国でございます。最もこのうちの代表的なアメリカの例をとつて見ますと、アメリカの場合、「死刑又は二〇年以上の拘禁刑に処する」、かよ

に、責任を本人、当事者だけに持っていくといふわけにはいかない。死刑といふのはちょっと人命尊重の上から考えて酷じゃないのか、このよう思ふのですが、大臣どうお考えですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この法案の第二条には、御案内のとおり、「死刑又は無期懲役」という法定刑が規定されているわけでございます。これはハイジャックの一条の行為の結果人を死亡させてしましては、出入国管理令違反であるとか、あるいは銃砲刀剣類所持等取締法違反、あるいは爆発物取締罰則違反、かのような刑法規が適用されるとと思うわけでございますが、まだあの事案については的確な事実関係が明らかでございませんけれども、いままで私どもが承知いたしております限りにおきましては、金部罰則が有期懲役刑となりでございますが、強盗の一つの形態といふ部分を非常に多く持つておるのでございます。そういたしますと、現在の現行刑法の二百三十六条に強盗罪を規定いたしておるわけでございますが、二百四十条におきまして「強盗人ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役」というふうに、いわゆる強盗致死あるいは強盗殺人といったしまして「死刑又ハ無期懲役」という規定があるわけでございます。そういたしますと、今回のこの法案においては、強盗致死あるいは強盗殺人といふ行為につきましては、現行刑法とのバランスをとる上から見ましても、当然この強盗致死または強盗殺人と同じ法定刑が定められない、かえて均衡を失するという結果になるわけでございます。かような観點からこの法案に第二条の法定刑が規定されたわけでございます。

○山田徹一君 いま世間では死刑廃止論が相当に言われておるわけです。それに対しても法務大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(小林武治君) 死刑の問題はいろいろ論議がされておりますが、実は法制審議会におきましても論議の結果、死刑の廃止といふことは時期尚早である、しかしながらべく死刑になる犯罪を限定しよう、こういうふうな方向に進んでおるのでありまして、私もこの際、死刑廃止はまだその時期でない、こういうふうに考えております。

○山田徹一君 一条の二項にあります未遂罪はど

の程度——どの程度と言つたらおかしいのですけれども、その点説明していただきたいと思います。

○政府委員(辻辰三郎君) この未遂は、いわゆる刑法に言います未遂と同じでございまして、犯罪の実行に着手したけれども犯罪の目的を遂げなかつたという場合でございます。この一条に当たる行為につきまして、いま具体的な例を申しますと、このハイジャックをしてしまって、機長なら機長に暴行または脅迫を加えたと、その結果機長やあるいは乗客のほうが抵抗をして、何をするんだということで、暴行・脅迫を加えたけれども、機長や乗客の抵抗にあって本来の目的を遂げることができなかつたと、かような場合が典型的な未遂に当たるわけでございます。

○山田徹一君 そうしますが、これはどの程度の刑になるのです。機長や乗客の抵抗にあって本来の目的を遂げることができなかつたと、かような場合が典型的な未遂に当たるわけでございます。

○政府委員(辻辰三郎君) この未遂罪の法定刑は、全部罰則規定は特段の規定がない限り刑法總則の適用を受けるわけでございます。したがいまして、法定刑はこの一条の一項と同じでございますが、未遂罪は未遂の減輕といふのが刑法總則にござります。この未遂のほうには、刑法の四十三条规定でございますが、「犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自已ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス」と、こういうことになつておるわけでございます。

○山田徹一君 それから第三条の予備罪ですね、この予備罪とそれから第一条との関係といふのも、この逐条説明書の五ページに、「本条の予備罪が成立する場合としては、航空機に乗り込むための航空券を購入する行為、犯行に使用する凶器を入手する行為、これらのための資金を準備する行為などが考えられる」と、このようにあるんですね。されども、これは航空機に乗り込む前の行為だ

と思ふわけですね。そうしますと、思想を取り締まるわけですね。そうしますと、思想を取り締

まるといふようなことはなぬですかね。

○政府委員(辻辰三郎君) 幸運行為は犯罪行為を実現するための準備行為をいふと、こういふのが定義と申しますか、準備行為でございまして、單なる内心の意思としらものを处罚するわけではございません。

○山田徹一君 そうしますと、航空券を購入する行為ですね、これの裏づけはどういうことになるのですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この本法案の場合は、第三条は「第一条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者」というふうになつております。したがいまして、航空券を買ったという場合にも、第一条の行為をやると、ハイジャックをやるというその目的でその当該の航空券を買ったといふような場合が、第三条の予備に當たるわけござります。

○山田徹一君 第四条についてですけれども、「偽計又は威力とどことをもつて書き分けるか。迫害と威力とどことをもつて書き分けるか。は」と、この威力といふのはどういふのでか。迫害と威力とどことをもつて書き分けるか。

○政府委員(辻辰三郎君) この第四条の「偽計又は威力」といふことでございますが、これは、「偽計」につきましては、刑法第二百三十三条规定の偽計業務妨害罪における「偽計」と同じ意味でございまして、すでに刑法における既成の法律概念でございます。具体的に申し上げますと、この「偽計」といふのは人を欺く陰険な行為といふふうにいわれておりますし、「威力」といふ意味でございまして、すでに刑法における既成の本法案の場合には、第一条の程度に至らない暴行・脅迫を含みますほか、一般的に人の意思に影響を及ぼすような不法な勢威といふふうに考えられるわけでございます。

○山田徹一君 そこの点ですけれども、その第一条に至らないよろんな程度といふ例をあげたらどういうよろなものでしようか。

○政府委員(辻辰三郎君) この第四条の考え方

ます一般的な事例と申しますか……。

○山田徹一君 例をあげてひとつ、どの程度の……。

○政府委員(辻辰三郎君) 例をあげて申します

るといふような、こう勢威を示しまして、そうして富士山のほうへちょっと針路を変えると、富士山を見るから富士山のほうへ変えろといふようなことをしたと、機長のほうはやはりこの勢威に押され、本来ならば富士山のほうを航行する予定がないのに富士山のほうへ針路を変えたと、かよくな場合を想定いたしております。

○山田徹一君 これは変な實験かもしれないがね。針路を変えさせて、たとえば大阪へ行くのに福岡へ行かせたと、こういう場合も、この威力を用いてやつた場合も、これは乗つ取りにはならぬわけですか。

○政府委員(辻辰三郎君) この第一条と第四条の関係でございますが、第一条のほうには、御案内のとおり、「航空機を強取し、又はほしいままでその運航を支配」するといふふうに規定をいたしております。で、「強取」といいますのは、もちろん機長が持つてある占有を犯人のほうが奪います。また、「威力」につきましても、刑法第二百三十四条の威力業務妨害罪における「威力」と同じ意味でございまして、すでに刑法における既成の法律概念でございます。具体的に申し上げます

て、そうして自分の思いどおり運航をするということを意味しておるわけでございます。で、第四

条のほうは、いまだに機長のほうに運航の管理権長の持つておる運航支配権を自分が奪つてしまつて、占有を自分のほうに取り込んでしまう。

それから「運航を支配」するといいますのは、機長が持つておる運航支配権を自分が奪つてしまつて、そうして自分の思いどおり運航をするといふことを意味しておるわけでございます。で、第四

場合は言ふわけでございまして、結局一条と四条とは、運航支配権が残つておるかどうかといふ点

が大きな相違点になるわけでございます。

○山田徹一君 時間もだいぶ過ぎましたので、専

門家の意見によると、こういふことをまあ新聞で読んだんですが、「犯人がたとえ乗りに成功し、目的地に着陸しても、先方の国の政府官憲に

より到着と同時に逮捕され、直ちに本国に強制送還された上でしかるべき処罰される」ということ

で各国が徹底しない限り、こうした事件は今後も防止し得ない」、このように言つておるのですが、これに対する何か政府で考えついているようなことがあります。

○政府委員(辻辰三郎君) それは、先ほど申し上げましたとおり、この法案だけの立場からいきますと、ただいま御指摘のとおり、いわゆる乗つ取りに成功して国外に着陸したといいます場合、その犯人をこの法律で日本本国が処罰できるようになります。ためには、日本本国にその犯人が送り帰されなければ、働かないわけでございます。しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、このハイジャックの防止と申しますのは、現在国際協力

が強く叫ばれておるわけでございまして、本年の秋にはこの国際条約といいたしましてハイジャックの防止条約が動き上がるだろうと思うのでござりますが、そいたしますと、この条約に加盟いたしております限りは、どこにそのハイジャック

が起きると、加盟国は、自分の裁判権に犯人が入りました場合には、その国内法でこれを处罚するといふ義務を負うことになるわけでございま

す。さような場合には、日本におきましても、この法規の第五条の規定によりまして、ハイジャッ

カーが日本へ来ました場合には、そのハイジャックの行為が世界のどこで行なわれようと、また世界の何国人によつて行なわれようと、日本のこの

処罰規定によって处罚するということで、各國ができるといふことに相なるうかと思つておる

べきであります。そこで朝鮮に本籍を持つておる人たちはどう見るかといふことでござい

ます。

○山田徹一君 この締約国といふんですか、相手が北鮮の場合はそれも不可能な問題ですが、そこで私はお尋ねをしたいのは、いろいろ問題点があるけれども、日本から考えれば、北鮮とか、中

共とか、こういふ方面に今後起こるとすれば起こるんじゃないかしたがつて、人道の問題として、こういふ問題だけについても、北鮮が現にあのような人道的な態度を示してきたわけなんですが、政府としてこの際、これを契機に、そういう人道的な問題に関するものだけでもいいから交渉を持つように私は考えられないものかどうか、こういふことをお尋ねしたいんですねが、大臣にひと

つ。

○國務大臣(小林武治君) これは人道上の問題といふことは、今度の問題に対する反対給付、こういう問題であります。やはり今まで人道的にものを考えいく、こういうことで、そういう考

え方はひとつぜひ持ちたいと、こういふうに思つております。

○山田徹一君 ちょっとこれに関連して、北鮮に籍がある在日朝鮮人ですね、この方たちが帰化したいと、こういふうな意向を持って、いろいろの年限とをそういう条項にはマッチしているんですけど、帰化できない、北鮮籍のために――

こういふうなことを言つてきたのがいるんですねが、そういうことになっておるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 帰化のわれわれの考え方を申し上げますと、在日朝鮮人で帰化を希望しておられます人たちは、戦前から日本人としてわが国で居住し、こちらに生活の本拠を持つておる方

が大部分でござります。このような人たちをどう扱うかということござりますが、これは日韓条

約のときにも実は問題になつた点でござります。

私どもとしましては、そのような事情を十分考慮いたしまして、できるだけ日本に帰化を認められることは認めよう、こういふ方針でいまやつておる

ども、これにつきましては、前の条約の審議のときにも申し上げたことござりますけれども、わが国としては韓国の国籍法に従つて処理されるべきものであらう、このように考へておるわけでござります。そういたしませんと、日本に帰化を認めることは事実上不可能でございます。と申しますのは、北朝鮮にも国籍法に相当する法律があるらしいのでござります。これは正式には確認はできませんけれども、この法律によりますと、自由に北朝鮮側の本籍を失うということはできないという仕組みになつております。そういう事情もありますので、私どもとしては、そういうことはともかくとして、長らく日本に住所を有し、日本に生活の本拠を持つておる人たちのことありますので、そのところはできるだけ帰化を認められる方向で考えようといふので、いまのような取り扱いをいたしておるわけであります。日本の国籍法の要件を備えませんと、もちろんこれは帰化を許すわけにはまいりませんけれども、向こうの国籍法の問題といふよりは、むしろわが国の国籍法の問題として許せるものは許していこうということとでござります。ちなみに、北鮮に国籍を持つておる人と韓国側に国籍を持つておる人とのくらいの割合になるかということである時点において調査したことがござります。大体北朝鮮側に本籍を持つていた人が約五七%くらいございまして、四三%くらいは南朝鮮に本籍を持つておる人でござります。これは一ヵ月間の実績を調べたわけでござります。それによりますと、そのようになつております。これは御参考までに申し上げます。

○山田徹一君 ちょっとと聞き漏らしたかもしけれませんが、じや北側に籍を持った人は、はつきり言つて帰化はできないことですか。

○政府委員(新谷正夫君) や帰化は許しております。許しておりますが、それは自分は北朝鮮の国民であるということは言つておりません。これはむしろ日本人になりたい一心でございますと、いまの北朝鮮にあるら

ども、これにつきましては、前の条約の審議のときにも申し上げたことござりますけれども、わが国としては韓国の国籍法に従つて処理されるべきものであらう、このように考へておるわけでござります。そういたしませんと、日本に帰化を認めることは事実上不可能でございます。と申しますのは、北朝鮮にも国籍法に相当する法律があるらしいのでござります。これは正式には確認はできませんけれども、この法律によりますと、自由に北朝鮮側の本籍を失うということはできないという仕組みになつております。そういう事情もありますので、私どもとしては、そういうことはともかくとして、長らく日本に住所を有し、日本に生活の本拠を持つておる人たちのことありますので、そのところはできるだけ帰化を認められる方向で考えようといふので、いまのような取り扱いをいたしておるわけであります。日本の国籍法の要件を備えませんと、もちろんこれは帰化を許すわけにはまいりませんけれども、向こうの國

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○山田徹一君 ちょっととそこのところでややこしくなつてくるのですが、この法律の最後の第五条は、よそはどうあらうと飛び込んできたハイジャックは罰するのだ、よその法律はかまわないのだ、そういう意味にもとれるのです。してみれば、ほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本人になりたい一心で、子供のときから、赤ん坊のときから日本に生まれて、親も日本だと言つて、籍だけは北鮮にある、その情勢を無視して、しかも主人のほうは韓国側で奥さんのほうが北のほうだ、そのため夫婦とも一緒に日本人としての帰化を望んでおつたが許されない、こういうことが起きておるわけなんです。それでお尋ねしておるのです。

○政府委員(新谷正夫君) その本籍がどこにあるかということは、私ども問題にしておりません。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 次に、航空機の強取等の問題は法務省の所管の事項ではございませんので、御質問に関する法律案について討論に入ります。御

意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。

○委員長(小平芳平君) それでは、これより採決に入ります。

○委員長(小平芳平君) 航空機の強取等の処罰に関する法律案を問題に防護ができないかどうかいろいろと御相談したときがござりますが、その一環といしまして、運輸当局の話を聞いておりますと、運輸当局におきましていろいろ御指摘のような航空機の構造面からこのハイジャックの防止ができないかどうかいろいろ点は検討なされておるようになつてありました。

○委員長(小平芳平君) 本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小平芳平君) なお、本案に対する議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(小平芳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよなら日本に生れて、親も日本だと言つて、かほんとうに本人が思想的とか、そいつたものもあるかもしれませんのが、いずれにせよ、日本

はい向こう側の国籍法の關係上、帰化を許すことはできないようになります。そこで私どもは、そこのところは非常に努力的にものを考へております。

○委員長(小平芳平君) 次に、航空機の強取等の問題は法務省の所管の事項ではございませんので、御質問に関する法律案について討論に入ります。御

せんけれども、多少速記録等を調べてみますと、私は、今度の法律案に關して、弁護士会がこれに對して反対だということ、それからもう一つは、法務省における全司法労働組合という組合もまたこれに對して反対の態度だと見てよろしいと思う。いわば、われわれのほうから言えば、私の立場から言えど、国民大衆といふものに接觸面を多く持つた者は簡易裁判所に対する今度の問題については賛成の意を表しておらない、いわゆる法務省とか最高裁といふような立場のほうが強くこれを主張しているという点が、私は特徴的だと見ているわけです。われわれ法務委員会の、いわゆる専門家でもなければ、法曹でもない、その一群の者ではないわけですから、きわめて国民的な立場といいますか、一般大衆、庶民の立場からわれわれのものを考えた場合には、庶民の立場からはどうだという主張が、弁護士会のこれについてもいろいろな議論がありまして、一致しておらないといふようなことを速記録の中に相当主張している人もあるようですが、私は機関の決定といふものを考えた場合においては、たくさん大きな団体の中で一部の者がどう言おうが、機関の決定といふものは尊重しなければならぬ。その機関の決定といふものを見て、内部に何があるかというそのことを言るのは、それはいまのような民主的な社会ではちょっとおかしいと思うのですが、そういうことは非常にこの寺田最高裁判所長官代理者の、毛頭ないのでござりますと、弁護士会と話し合いをやろうといふような気持ちは毛頭ない、このことは一体どういう意味を持つておるのか、これをお尋ねしたいわけですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいま小林委員から御指摘のありました發言、私が衆議院法務委員会においていたしたものでございまして、ことばの足りませんでした点、まことに恐縮に存じておる次第でございます。こういう發言が出来ました経緯について、若干速記録によつて御説明申し上げたいと思うわけでございます。

弁護士

会との連絡協議の経過そのものにつきましては、先般いろいろお話をございまして、御説明申し上げたとおりでございますが、衆議院の法務委員会では、この連絡協議の途中で二、三度ばかり、主としていわゆる野党の方から御質疑があつたわけでございます。そして、いづまで話し合ひをしておるのかと、もういかげんに結論を出すべきではないかといふようなニュアンスのお尋ねがあつた次第でござります。それに対し私が御説明いたしました部分のうちの一部が、いま小林委員から御指摘のございました発言になつておるわけでございまして、この発言そのものは岡澤委員は、民事の訴額が簡裁において十万円だといふのはいかにも現在の実情に合わないという感じがするが、これについて裁判所の見解を聞きたい、こういう御質疑でございました。それに対しまして、私どもとしてはやはりこれを引き上げるべきであるという考え方のもとに弁護士会と連絡協議を続けておるということを御説明申し上げました上でいろいろお話し合いをしておるわけでございますけれども、御承知のとおりの日弁連の総会の決議もござります関係もございまして、話し合ひが非常に難航しておるような状況でございます。しかしながら、今後とも粘り強く話し合いを進めましてやつてしまりたい、こういうふうに一応答弁したわけでございまして、ところがそれに對しまして岡澤委員から重ねて、局長を責める気持ちではないけれども、五年間もやつておるじゃないかと、いわば小原評定だといふようなお話をございまして、で、これは提案権は法務省にあるわけなんとして、結局は国会において議決をするべきであります。あまりに氣を使い過ぎられないわけであります。

○小林武君 まあ、日弁連とどういう関係にあつたかということは、われわれ干渉すべきことでもなければ、興味もないわけです。なお、この問題について質問がどういう質問であったかといふことは、いまお話をございましたけれども、相當何

る意味では国会軽視ということを言えるわけであります——こういふよなまた重ねての御發言があつたわけでございます。しかし、そこで実は、私は国会軽視といふよな氣持ちは毛頭ないといふことで、その点はひとつ御了解いただきたいと申します。また事実、いま小林委員から御指摘のありました少しあとほんのほうの部分では、「国会ねがあつた次第でござります。それに対し私が御説明いたしました部分のうちの一部が、いま小林委員から御指摘のございました発言になつておるわけでございまして、この発言そのものは岡澤委員は、民事の訴額が簡裁において十万円だといふのはいかにも現在の実情に合わないという感じがするが、これについて裁判所の見解を聞きたい、こういう御質疑でございました。それに対しまして、私どもとしてはやはりこれを引き上げるべきであるといふ考え方のもとに弁護士会と連絡協議を続けておるということを御説明申し上げました上でいろいろお話し合いをしておるわけでございますけれども、御承知のとおりの日弁連の総会の決議もござります関係もございまして、話し合ひが非常に難航しておるような状況でございます。しかしながら、今後とも粘り強く話し合いを進めましてやつてしまりたい、こういうふうに一応答弁したわけでございまして、ところがそれに對しまして岡澤委員から重ねて、局長を責める気持ちではないけれども、五年間もやつておるじゃないかと、いわば小原評定だといふようなお話をございまして、で、これは提案権は法務省にあるわけなんとして、結局は国会において議決をするべきであります。あまりに氣を使い過ぎないわけであります。

○小林武君 まあ、日弁連とどういう関係にあつたかということは、われわれ干渉すべきことでもなければ、興味もないわけです。なお、この問題について質問がどういう質問であったかといふことは、いまお話をございましたけれども、相當何

はまあ、院の違う、しかもよその党の人のがれに干渉がましいことを、批判がましいことを言うことは避けますが、名前をあげてだれだといふことは言う必要ないと思いませんけれども、やはりことはばじりの問題でなく、考え方によるのでないかと思いますことは、「弁護士会との間で完全に話を煮詰めた上で法務省にお願いするといふことを申し上げるつもりで発言したわけでございまして、また事実、いま小林委員から御指摘のありました少しあとのほうの部分では、「国会ねがあつた次第でござります。それに対し私が御説明いたしました部分のうちの一部が、いま小林委員から御指摘のございました発言になつておるわけでございまして、この発言そのものは岡澤委員は、民事の訴額が簡裁において十万円だといふのはいかにも現在の実情に合わないという感じがするが、これについて裁判所の見解を聞きたい、こういう御質疑でございました。それに対しまして、私どもとしてはやはりこれを引き上げるべきであるといふ考え方のもとに弁護士会と連絡協議を続けておるということを御説明申し上げました上でいろいろお話し合いをしておるわけでございますけれども、御承知のとおりの日弁連の総会の決議もござります関係もございまして、話し合ひが非常に難航しておるような状況でございます。しかしながら、今後とも粘り強く話し合いを進めましてやつてしまりたい、こういうふうに一応答弁したわけでございまして、ところがそれに對しまして岡澤委員から重ねて、局長を責める気持ちではないけれども、五年間もやつておるじゃないかと、いわば小原評定だといふようなお話をございまして、で、これは提案権は法務省にあるわけなんとして、結局は国会において議決をするべきであります。あまりに氣を使い過ぎないわけであります。

られない、立法機関であり國權の最高機関である国会の場に問題を出すべきではないか、こういふふうな——私どものやつていることは、いわばは

べんも読んでみました。その質問自体の中に、私

も、そういう点では、煮詰めるということは、両者が煮詰めるということ、話し合いを煮詰めると、いうことの、どういうことが煮詰めるのかわかりませんけれども、私は、煮詰めると言えば、対立点があつてもいいと思うのです。いわば、弁護士という仕事は、われわれから言えば、一般庶民を、たとえば刑事案件で言えば、守つてくれるほうの側ですから。裁判官は裁判をしてそれに判定を下す。検察官はこれに対して罪のある者を問いただすのだということになるわけでしょう。そういうううたてまえの中で、おのの性格の違ったといいますか、仕事の上ではある点の対立点を持っている。立場を異にしている人たちがいかに法の裁きといらものを国民の立場に立つてやるかと思ふのです。そういうことで考えましたら、煮詰めるといらよなことの手続といらもの、何が国会軽視につながつたり、法務省の提案権といふものに対して干渉がましい態度であるというようないことにとられるといらことは、いささかこれは旧来の持つている体臭といらものをいに戦後になつても出し過ぎているのではないかというふうに考へるのですが、その点はいかがでしょか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私自身が煮詰めるということばを使いましたわけでござりますけれども、煮詰めるといらことば全体が必要しも明確な意味を持つたものではないようにも思ひます。ただ、私どもとしては、こういう問題については、できる限り法曹三者、場合によりますけれども、煮詰めるといらことば全体が必要です。私はその点では、名前は労働組合でも、そうしてでき得べくんば一致して結論を出して、そして法務省から国会に提案していだくといらことが望ましいと思い、できる限りその方向で努力すべきであるといらことは、終始一貫その気持ちでまいりおるわけございまして、これはその前のほうの、たびたびの国会の速

記録をございましたが、繰り返しその趣旨を述べておりますことで、御理解いただけると思う次第でございます。そういう意味におきましては、いま小林委員からお話をございました点、私ども全くそういう気持ちでこれまでやつてまいつた次第でございます。遺憾ながら今回の場合、最終的に意見の一致を見るに至りませんでしょたけれども、私どもとしては相当に努力を尽くして、たつもりでござります。

○小林武君 まあ努力を尽くしたとか誠心誠意やつたとかいうことは、それはお互いにそれぞれの立場でやられることだと思うのです。これはとにかく国会といらところで、年党があり、野党があり、数でものを言うといらふうな場所ですけれども、そういう立党的精神の違うところのものが議論するといら場合には、それは全力をあげてその問題を取り組むという姿勢は、これはもう政府側といえども、それから議員といえども、何ら変わるものではない。しかし、問題は、そういう見解の違うものにわれわれがぶち当つて、野党であろうが、与党であろうが、政府であろうが、何らかの立場に立つて議論した場合には、一致

はできないといらよな議論をされているようですね。さて、そのことを受けてなされる答弁といらものは、私は苦勞されていることはよくわかりますけれども、よほど慎重なはつきりした御答弁をいただきたい。その際、委員長として——これはこここの委員長ではありますからあれば、委員長の発言として、全法務委員の共鳴するところをどうぞありますから、力強い答弁をしなさいと、こういうことを言つて、それが受けて影山さんの答弁がございましたけれども、なかなか慎重におやりになつてゐるといらることは、質問者もどうも食い足りないといらうことを見つけることがありますから、やはり主張

は、ほんとうの法曹界におけるところの問題の解決といらものはなかなか困難じやないか、いたずらに對立感が対立感を生んで、そしてそのことの結果は、結局国民が安心して一体その国民の裁判といらよなものにたよることができなくなるんでないかといらことを考へておられます。たつもりでございますが、今後とも十分に弁護士会と話し合いをするといらふうにやつてきてまいつたと、かように考へておられます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 弁護士会

との関係におきましては、私担当しておるわけでございますが、従来もさようにやつてきてまいつたと、かのように考へておられます。

この点は、この程度でひとつやめまして、簡易裁判所に関する今日の問題点といらよなものについて、この点について、どうもこれほど法曹界において、在野といいますか、官側といいますか、これほどはつきり対立したものは、私はないと思ひます。われわれ、比較的こういうことはできません。そのことを受けてなされる答弁といらものは、私は苦勞されていることはよくわかりますけれども、よほど慎重なはつきりした御答弁をいただきたい。その際、委員長として——これはこここの委員長ではありますからあれば、委員長の発言として、全法務委員の共鳴するところをどうぞありますから、力強い答弁をしなさいと、こういうことを言つて、それが受けて影山さんの答弁がございましたけれども、なかなか慎重におやりになつてゐるといらることは、質問者もどうも食い足りないといらうことを見つけることがありますから、やはり主張

は立場上のことからいつて、そのことを無視してやるといらよなやり方があつたら、これは私はやはり問題だと思うのです。その点では、まあ後ほど触れておきますから、なぜそういうことを言ひますけれども、煮詰めるといらことば全体が必要です。私はその点では、名前は労働組合でも、立場からいつて、弁護士会がもしも対立した意見を持つ——それは弁護士会でなくともいい。あるいは全司法といら司法関係の労働組合の意見といえども、私はその点では、名前は労働組合でも、物管管の問題がここでは中心の課題なんですかね、このことについては少なくとも、何といいまして、こういう簡易裁判所といらよなものは、だんだんその性格を変えていかなければならぬ、変えていくことが、それが簡易裁判所の趣旨に沿うて、こういう簡単裁判所といらよなものは、だんだんといらよな意見、これはいずれも専門的な立場に立つて、それぞれ立場は違つても、公判廷で裁判に携わる人たちの間の意見といらことについて、これはもう全く私は驚きだと思うんです。それについて一言、先ほども述べましたけれども、同じく全司法の労働組合、司法制度研究中央推進委員会の簡易裁判所白書といらものを見ましても、これもまた、この点では日弁連と大体同じ

主張の上に立っている。この点のことをどうわれわれが判断したらいいのか、そういう対立といふものはわれわれが感ずるほどのものでないのか、そう違いないものなのか、まるつきり私たちが感するよろなびつくりするほどの対立なのか、この点を概括的にお話いただきたいのです。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ます、先般來亀田委員の御質問に対し私が答えてまいりました関係上、裁判所の考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

亀田委員のお話に対しまして、私いろいろ申し上げました。また私どものほうの資料にいろいろのことが出ておりますようことがからみまして、先般來私御説明申し上げました点が、多少御理解をいたぎにくくよくな表現になつておつたのではないかと感ずるわけでございます。いま小林委員から御指摘のございましたポイントにつきましては、私どもとしても、少額輕微な事件を簡易な手続で処理するという基本的な簡易裁判所のあり方といふものにつきましては、これを変えようとか、あるいは変わっていくことが望ましいといふようなことは、決して考えていらない次第でござります。その点は、亀田委員の御質問に対して申し上げたとおりでございますが、いま小林委員からも御指摘のありました少額輕微な事件を簡易な手続で迅速に処理するという、その基本的性格につきましては、発足以来性格は変わっていないというふうに理解いたしておりますし、また今までより今回の法案でそれが変わるものでないといふふうで意見が分かれまして、つまり少額輕微といふのはどの範囲までかといふことで意見の差はござりますけれども、それはいわば程度の問題かと存するわけですが、いまの基本的な点については、私ども別に日弁連と意見が対立しておるというふうには必ずしも受け取っていない次第でございます。

○政府委員(影山勇君) 法務省といたしましても、簡易裁判所の性格につきましては、ただいま裁判所からお答えになつたのと同様に考えておりまして、問題は、少額輕微な事件を扱う裁判所といふ点に解釈が分かれる、見解が分かれるという点があろうかと存じますが、特に今回の改正は、前回の改正による額についてたびたび申し上げておりますように、その後の経済変動といふものを見合わせまして、前回の改正の線に沿つて、訴訟の最高額を合わせるという趣旨の改正でございまして、これによつて簡易裁判所の根本的性格を変えるといふようなことは考えておらないわけでございます。

○小林武君 そこらは、われわれしようとしていることは言いがねる。今度の改正といふのは、大体などは言ひきだす。昭和二十九年の改正に端を発しているといふことを、まあようやくこのところわかりました。昭和二十九年といふと、私にとってはなかなかこれは忘れない昭和二十九年です。この年に教育の中立性確保に関する法律といふのが出て、日本の教育が大きく方向転換する時期なんですね。それと関係あるかどうか知りませんけれども、昭和二十九年の簡易裁判所のこの改正といふのは、それを受けているから、あなたのほうで今度の六十三国会における答弁の中にも述べられているわけですね。この点はつきりしているわけですね。六十

三国会の衆議院における速記録の十七号の一ページの二段目にこう書いてありますね。「もとより、裁判所法のもとににおける簡易裁判所は、裁判所構成法のもとににおける区裁判所とは、簡易裁判所の趣旨を異にする点がないわけではありませんが、」と、これは弁護士会のほうではそとはつておらないのです。「裁判所構成法のもとににおける区裁判所とは、多少その設置過程と申しますが、その論議の際に、簡易裁判所のものはもつと簡単な組織にして、たとえば手続のよしなもの自由裁量にして、判決も簡単にして、そして覆審——御承知かと思いますが、覆審と申しますが、その論議の際に、簡易裁判所は、御説の通り裁判の簡易化ということにして特に考慮を払つたのでありますと、こういう提案趣旨の説明、提案に対する大臣の、木村さんになつた部分は、二十九年の提案趣旨の中におそらくあると思われますが、そこで多少異なると申しましたのは、簡易裁判所ができますこの立法一新するものである、裁判の民主化のためにできた、こう言つておられるのですが、二十九年のこの改正の三浦寅之助政府委員の説明の中には、この中に、六十三国会における答弁の中にあるよしなものままの問題が出ているわけですね。「簡易裁判所は、裁判所構成法のもとににおける区裁判所とは、多少その設置の趣旨を異にする点がないわけではありませんが、これを法律として成立いたしました姿の簡易裁判所法を見ますと、やはり民事の第一審をも

是正して、民事第一審事件を適切に配分することが、簡易裁判所設置の本旨に沿うゆえんであると、こう言つておられる。しかしこれを、全司法労働組合の主張からいっても、日弁連の主張からいっても、そなはとつておらないと思う。もともこれは私の読み方が悪いせいがあるかもわかりませんから、間違つておつたらひとつ御指摘をいただきたいと思う。なお、この「簡易裁判所の上告書が高等裁判所である関係上、ひいては、最高裁判所の負担の調整にも寄与することができる」と考へられる」と、このことは少なくとも本筋をはずしたものもあるから、この「簡易裁判所の上告書が高等裁判所である関係上、ひいては、最高裁判所の負担の調整にも寄与することができる」と考へられた——そもそもその簡易裁判所といふものを見る場合には、これは非常に大きな性格上の相違点を持つていると、こう思うのですけれども、たゞ、ここで言つて六十三国会の場合は、二十九年の改正を前提にしてやられておるからね。前提にしてやられているということをここで言つてることを、まあようやくこのところわかりました。昭和二十九年といふと、私にとってはなかなかこれは忘れられない昭和二十九年です。この年に教育の中立性確保に関する法律といふのが出て、日本の教育が大きく方向転換する時期なんですね。それと関係あるかどうか知りませんけれども、昭和二十九年の改正のときには、逆に言えば、二十九年の改正といふものがどういうものであつたかということを説明しているのと同じだと思います。私は、「二十九年のときこの改正のときにどうして騒がなかつたのか、いまさらになつてから騒ぐのはおかしい」という考えを持たないわけでもないのですが、どうですか。これやっぱり全く違わないと、これしようとの勘ぐりですか。

○政府委員(影山勇君) ただいま小林委員のお読みになつた部分は、二十九年の提案趣旨の中におそらくあると思われますが、そこで多少異なると申しましたのは、簡易裁判所ができますこの立法一新するものである、裁判の民主化のためにできた、こう言つておられるのですが、二十九年のこの改正の三浦寅之助政府委員の説明の中には、この中に、六十三国会における答弁の中にあるよしなものままの問題が出ているわけですね。「簡易裁判所は、裁判所構成法のもとににおける区裁判所とは、多少その設置の趣旨を異にする点がないわけではありませんが、これを法律として成立いたしました姿の簡易裁判所法を見ますと、やはり民事の第一審をも

ということとこれとは違うのですね。私は、面目を一新するというところに、区裁判所と簡易裁判所の性格の違いが出てくると思うのです。だからこそ、そこにおいて、特任の判事というようなものが必要性も出てきたわけでしょう。こういう非常に大きな変化を来たした。それが二十九年のときには、いやそれは違わないのだと、われわれのことばで言えば、多少違いはあるといえども違うはないのだと、こう言つておる。そこに先ほど来言ったような三ヵ条の問題、私が述べたような三つの問題を言つているわけです。昭和二十九年というものが、結局今日のこの法律の提案の土台になつてゐる。このことについては、速記録のどこかに「前提として」という答弁が出てゐるわけです。これが違わないというのは、どうも法律の読み方といふのは特別の読み方があるのかどうか知らぬけれども、日本語を読むと、いうことになつたらそんな違はずはないと思うのですよ。法律用語はむずかしくて、われわれも閉口しますけれども、口語文に書いてくれたらいいがなあということも、口語文に書いてきたといふことが、これは私は納得いかぬですね、どのような説明を受けても。しかも、御答弁の中にありましたですね、当初において混亂があつた。簡易裁判所についての考え方方に審査の問題が出てきたといふことが、この速記録の中に出ているわけですよ。その混亂の結果が二十九年の改正だといふことになつたら、これこそ国会騒動だと思うのですよ。自信のないものを提案しておいて、あとになつてから、ようわからなかつたけれども提案して、そしてとにかくうまいことを言つて法律にした。大まじめになつて、国民や、その制度のもとに働いている。また制度のもとで一生懸命やつてゐる人たち、これこそ民主国家における裁判だといふことで一生懸命やつたところが、いやそりではない、混亂を起こしておつたのだ。あとで、いざれ取つかなければならぬといふ話であつたならば、これは国会騒動だ、国民を侮辱するといふことになると思う。大筋としては、そういう答弁に

なつておりますですよ。だから私は、この点から非常に不信感を持つたわけです。正直言つて、しょんとだからそういうことを言つのかどうか知らぬけれども、感覚的に私はよほどほけているのか、それともあまりにも幼稚にして法律を解さない者の感覚なのかどうかわからぬが、しかしままだ来言つたような三ヵ条の問題、私が述べたような三つの問題を言つているのですから、まるつきり日本連もそう言つているのですから、まるつきりのですがね。これはどうですか。たとえば、先ほど来の覆査の問題でもそうですよ。

○政府委員(影山勇君) 私の説明がたいへん不十分で御迷惑をかけたと思いますが、私の申す趣旨は、この法律案の提出以前に、裁判所構成法といふものが裁判所法に変わるために、司法省あるいは内閣の法制審議会等で議論がありました際に、民衆に親しまれる新しい裁判所としてそういう裁判所を設けてはどうかといふ構想もございましたと申します。このことを申し上げたつもりでございまして、そして裁判所法として提案されました簡易裁判所はただいまごらんになるようないわゆる裁判所であるといふことを申し上げたつもりでございまます。

○小林武君 その答弁はちょっとどうもぼくは……。

その前に、簡易裁判所といふものはそもそもどういう性格を持って生まれてきたかといふことが、これは国民にとって大事なことなんですが、この速記録の中に出ているわけですよ。そのことについて、これはこの岡田さんもね、当初において混亂があつたといふことになつたら、これこそ国会騒動だと思うのですよ。自信のないものを提案しておいて、あとになつてから、ようわからなかつたけれども提案して、そしてとにかくうまいことを言つて法律にした。大まじめになつて、国民や、その制度のもとに働いている。また制度のもとで一生懸命やつてゐる人たち、これこそ民主国家における裁判だといふことで一生懸命やつたところが、いやそりではない、混亂を起こしておつたのだ。あとで、いざれ取つかなければならぬといふ話であつたならば、これは国会騒動だ、国民を侮辱するといふことになると思う。大筋としては、そういう答弁になつておりますですよ。だから私は、この点から非常に不信感を持つたわけです。正直言つて、しょんとだからそういうことを言つのかどうか知らぬけれども、感覚的に私はよほどほけているのか、それともあまりにも幼稚にして法律を解さない者の感覚なのかどうかわからぬが、しかしままだ来言つたような三ヵ条の問題、私が述べたような三つの問題を言つているのですから、まるつきり日本連もそう言つているのですから、まるつきりのですがね。これはどうですか。たとえば、先ほど来の覆査の問題でもそうですよ。

○政府委員(影山勇君) 確かに、昭和二十九年のときには、一方において、その提案理由の趣旨にもござりますように、物価変動のみならず、當時民事上告の特例法が廃止されたりいたしました関係上、最高裁に対する上告の負担の軽減等といふことがございましたために、あるいはそういう表現になつたかと思ひますが、趣旨といたしましては、特に民事の事物管轄の変更といふ点にかかるところもございました。そのことは生まれたのは鬼っ子が出てきたときの提案の趣旨とはこれは非常に大きな差があると、こう見ておるのでですが、違いますか。

○政府委員(影山勇君) 確かに、昭和二十九年のときには、一方において、その提案理由の趣旨にもござりますように、物価変動のみならず、當時民事上告の特例法が廃止されたりいたしました関係上、最高裁に対する上告の負担の軽減等といふことがございましたために、あるいはそういう表現になつたかと思ひますが、趣旨といたしましては、特に民事の事物管轄の変更といふ点にかかるところもございました。そのことは生まれたのは鬼っ子が出てきたときの提案の趣旨とはこれは非常に大きな差があると、こう見ておるのでですが、違いますか。

○政府委員(影山勇君) 簡易裁判所と区裁判所の違いにつきまして、お手元に表として配付いたしましたが、権限も、二十九年の改正を経ましては、いまの事物管轄の点の拡張のほかは、著しく性格は異なつておるわけでござります。たとえば、戦前の区裁判所ですと数も一百八十程度でござりますし、簡易裁判所の場合は五百七十という数でございまして、その他刑事の管轄あるいは民事の管轄で、たとえば執行事件を前は簡易裁判所でやるとか、微細事件を簡易裁判所でやるとか、その他の管轄の上にも違つてございまして、二十九年の改正で、そういう権限の違つた簡易裁判所に権限の違いました区裁判所を全く変えてしまふ、あるいは変えてしまつたといふには、私ども考えておらないわけでございます。ただ、民事訴訟の第一審を扱うという点で、その点の管轄が広がつてゐる。二十九年に三万円から十萬円に拡張されたといつもりでございまして、二十九年の改正で簡易裁判所の性格を全く変えたといふうに私どもは理解しておらない次第でございます。

○小林武君　どうも同じことを繰り返していく時間は来るしあれでそれども、どうですか、これは龜田委員がこの前のときに「法律時報」か何かのことを取り上げたときに、法務省自体がそのことを認めていたといふ例にあげた。私もいまそれを持つてきただけで、「簡易裁判所も、終戦後発足した制度であるが、発足後年を経るに従い、次第に、いわゆる区裁判所化して、今日では、民事の督促、和解、調停事件等、刑事の略式、交通事故等を別とすれば、その手続は、地方裁判所の手続等と実際上ほとんど異ならず、当初簡易裁判所の方として予想されていたところとはるかに遠ざかってしまったように思われる」。こういうことが書かれてあって、いまあなたが後半におっしゃったように、「しかし、少額民事事件あるいは軽微な刑事事件について、極めて簡単な手続で迅速に判断を与える英米の少額裁判所あるいは治安裁判所に類する制度の必要性は、もとよりなくなつたわけではなく」と書いてある。これは多少残つてゐるだらうと思うのです。しかし、性格が変わつたということをここで認めている。認めないでこの間もだいぶ議論されておつたのだけれども、私はやはり、こういう問題については、そういう何というか、白を黒と言いくるめような――それは法律上の論争ではそういうことが正しい論争のしかたかもしれないけれども、われわれのようないい見方もあるから、こう変えるんだと出てきたのは、これは賛成、反対は別として、まさに傾聴し、討論して、堂々と戦うだけの理由は出てくると思うんです、両方とも。しかし、変わらない、変わらないと言つて、変わっておる。やっぱり中身こまかすような話は、これは国会の中で議論する場合には、やはりいささか国会を少し軽んじているという見方になる、正直言つて。こういう見方は間違いでしょ。

○政府委員(影山勇者)　この簡易裁判所の性格に

〇小林武君　どうも同じことを繰り返していく時間は来るしあれでそれども、どうですか、これは龜田委員がこの前のときに「法律時報」か何かのことを取り上げたときに、法務省自体がそのことを認めていたといふ例にあげた。私もいまそれを持つてきただけで、「簡易裁判所も、終戦後発足した制度であるが、発足後年を経るに従い、次第に、いわゆる区裁判所化して、今日では、民事の督促、和解、調停事件等、刑事の略式、

交通事件等を別とすれば、その手続は、地方裁判所の手續等と実際上ほとんど異ならず、当初簡易裁判所の方として予想されていたところとはるかに遠ざかってしまったように思われる」。こういうことが書かれてあって、いまあなたが後半におっしゃったように、「しかし、少額民事事件あるいは軽微な刑事事件について、極めて簡単な手続で迅速に判断を与える英米の少額裁判所あるいは治安裁判所に類する制度の必要性は、もとよりなくなつたわけではなく」と書いてある。これは多少残つてゐるだらうと思うのです。しかし、性格が変わつたということをここで認めている。認めないでこの間もだいぶ議論されておつたのだけれども、私はやはり、こういう問題については、そういう何というか、白を黒と言いくるめような――それは法律上の論争ではそういうことが正しい論争のしかたかもしれないけれども、われわれのようないい見方もあるから、こう変えるんだと出てきたのは、これは賛成、反対は別として、まさに傾聴し、討論して、堂々と戦うだけの理由は出てくると思うんです、両方とも。しかし、変わらない、変わらないと言つて、変わっておる。やっぱり中身こまかすような話は、これは国会の中で議論する場合には、やはりいささか国会を少し軽んじているという見方になる、正直言つて。こういう見方は間違いでしょ。

○政府委員(影山勇者)

○政府委員(影山勇者)　この簡易裁判所の性格には、やはりいささか国会を少し軽んじている見方があると思いますが、そのことは、確かにあります。その他の全司法の労働組合なりの主張というものが間違つてゐるといふなら、それは

ついては、先ほど申しましたように、やはり戦前の区裁判所とは著しく異なるものがあるといふふうに考えておるわけでございまして、特に民事について事物管轄が拡張されたために簡易裁判所が全く戦前の区裁判所になつたといふにはわれわれとしては考へておらないといふことに申し上げておるわけですが、それでございます。

それから、ただいまお読み上げの部分は、法務省から何か……。

○小林武君　これはそうだと思うんだが、七六ページ、七七ページ、「法曹時報」か何かからだつたかな、その中からとつたものですよ。きのうとにかく持つてきました、写してきた。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　いま小林委員からお話をありました点は、あるいは私のほうでかつて雑誌に載せましたものの一部であつたときも、文部省が何と言つたかというと、おろちのしつぽから劍が出たとか、神風吹いていくさに勝つたといはばかなことを学校で教えたから、日本

の問題はだめなんですよ。いくさに負けた

といふことはだめなんですよ。いくさに負けた

終始一貫変わらない、これじゃ話にならぬ。違うと言つてくれればまだいいのですよ。せめてここに書いてあるぐらいに言つてくれれば、だいぶ変わりましたと。まあ私はかなりショックを受けたのは、それともう一つは、答弁の中に、当時の簡易裁判所に対する考え方が混乱しておつたと、ここでことだけから、国会といふものは、一体まどまごしているというと、何を持ってきて審議させられるかわからぬというような感じを持つたのです。もちろん、対立点のきわめて激しいものは、この参議院段階でも、衆議院段階でも、これはこ十数年の間に何べんかありました。そして結果的には、きわめて、あまり芳しくないことになつてゐる。ああいことは、私は大きいくいろんな面に影響していると思うのですよ。それであるからいまのような議論をするわけです。それで、まあ私は、ひとつ事務総長に御意見を承りたいわけでござりますけれども、これほど議論のあるようだといふことならば、そういう御意見でもけつこの対立点、専門家の間における対立点といふものについて、どういう配慮をなさうとするか、それなくとも国民が。それについて、これほど少なみえが言つてることはわけわからぬで言つてゐるだということならば、そういう御意見でもけつこ

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 先ほど来の質疑応答聞いて、小林委員の仰せになる御趣旨は、よくお氣持ちはわかります。しかし、今回の訴額の引き上げといふものは、経済事情の変動に伴って、十万円のものを三十万円にしたと、率直に、まあなおにその点をどらんになつていてくださいと思ひます。従来十万円の貸借なりあるいは売り掛け代金まで、その限度で簡易裁判所が事件を扱つていると、しかし経済事情の変動によつて、その三十万という線が、今日の状況から考えますと、そろとつびな、簡易裁判所のこれまでの性格を変えるほどの意味を持つておると、さ

いのではなかろうかと、かように考えます。

○小林武君 そこがほくは、初めてこの法務委員会の委員になつたわけですから、初めてこの法律の案を見たときには、きわめですなおに、物価の変動によつて、なるほどなあと、計算してみたらそのくらいになるのかなあと理解しながら読んだ。しかし、やっぱり法務委員ですから、これがひんから、やはりいろいろな点で検討しながら読んだ。しかも、やはりいろいろな点で検討しなくては、国民党にもこれは義務を尽くしたことにならぬから、それで、私なりに、とにかくいろいろ検討してみたり、あるいは同僚の意見に耳を傾けながらいた場合には、いまのような事務総長の言われるようなことには、幾ら何でも、はいそうですかと、すなおになれと言つたつて、すなおになれと言われば、ますますこれはいかぬと思う。いまおつしやるのは、今度の提案趣旨の説明がそうだと見えなきやだめです。しかし、先ほど来言つておりますように、簡易裁判所の二十九年のあの改正、それからそれを受けた今度のこれ、二つ一緒にして見なきやだめです。一緒に見て見た場合には、單なるこれは物価の変動によるということにはならぬ。この点については、衆議院においても、今度の場合非常に議論になつたところだとと思うのですが、そしてまた、皆さんのところでも、先ほど来

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 小林委員を説得といふ、私とうていできるかどうかわかりませんけれども、ただ、私のほうでいろいろな形で発表いたしましたものとの関連において性格論が問題になつておりますので、その点に関連いたしまして、少し説明を申しますが、説明をさせていただきます。先般、法務省のほうから提出されました資料でもごらんいただきたいとおりに、区裁判所と簡易裁判所との違いと民事と刑事とにあらわれておるわけでござります。裁判権の点にあらわれておる。裁判権でも、いのものは方々にあらわれておるわけですが、つまりは、ある程度認めておられる。それはまあどういう形の発表かわからんけれども、変わってきたことは歴然としてるんですよ。それは、さつきの文部省の神話教育みたいなものなんですね。神話教育やつたら日本国民うまくなくなつたと言つたいたと思うんです。従来十万円の貸借なりあるいは売り掛け代金まで、その限度で簡易裁判所が

ある程度認めておられる。それはまあどういう形の発表かわからんけれども、変わってきたことは歴然としてるんですよ。それは、さつきの文部省の神話教育みたいなものなんですね。神話教

らぬ国民の側から言えば、これはとうてい理解も何もできない、ころなるのですよ。これは庶民感情ですね。専門家の意見はどうだか知らない。しかし、そら不安があるところの理由が全然ないとは皆さんもお言いにならないだらうし、だから私はその点で、先ほど来申し上げましたように、法曹全体が、ほんとうに三者でも四者でもいいですけれども、やはり煮詰めるだけ煮詰めて、そうしてやられるといふことは、これは決して毛頭そんな考えございませんとか、国会軽視につながるといふことは、そんな問題じゃないんだというふうに考える。この点はどうも、しかし、何といつても理解できませんね。私を説得するようなひとつ發言して下さい。この性格上の変化といふものを、あなたがもし、おまえどうしてわからぬのかといふのなら、わかるようすに言つてももらいたい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 小林委員を説得といふ、私とうていできるかどうかわかりませんけれども、ただ、私のほうでいろいろな形で発表いたしましたものとの関連において性格論が問題になつておりますので、その点に関連いたしまして、少し説明を申しますが、説明をさせていただきます。先般、法務省のほうから提出されました資料でもごらんいただきたいとおりに、区裁判所と簡易裁判所との違いと民事と刑事とにあらわれておる。裁判権でも、いのものは方々にあらわれておるわけですが、つまりは、ある程度認めておられる。それから裁判官の資格等の問題にあらわれておる。さらに、民事訴訟手続の督促と申しますが、簡単な手続でやるという面であらわれておる。こういろいろな点であらわれておるわけでございます。それから裁判官の資格等の問題にあらわれておる。さらに、民事訴訟手続の督促と申しますが、簡単な手続でやるという面であらわれておる。こういろいろな点であらわれておるわけでございます。その中で、民事・刑事の裁判権の外の点は、当初の区裁判所と簡易裁判所の違いと申しますれば、これは私ども現在三十万円までの少額の事件とあらわれておるわけで、その点で少しも発足当初と変わることはない、こういうことになるわけであろうと思います。しかしながら、区裁判所の当時の、これまた最初は百円で、二百円、五百円、千円、二千円となつておりますから、そのどの時点をとるかということによつても違つてしまりますけれども、しかしながら、比較的安定した時期の額をとつて、それで経済変動を合わせますれば、三十万よりもはるかに高いところになるわけございます。そういう点では、三十万円に改正いたしましたても、なおかつ区裁判所よりはかなり遠ざかつておるということになる

わけであります。ただ、時点の取り方によりましては、それが変わつてまいるわけでありまして、それをどう評価するか、その点を非常に重く見ます。発足当初の五千円より、今日の三十万円、あるいは二十九年当時の十万円というものは、若干区裁判所に近づいた、その限りでは近づいた、こういうことになるかと思うわけでございまして、その点を強調いたしました文章の場合に、いま御指摘のような、性格が区裁判所に近くというような表現になるわけでございます。ただ、先ほど来申し上げました、その他もろの点におきましては少しも変わっておらないので、全体としての評価としては基本的性格は変わつてないといふことは間違いでないと思うわけでございますけれども、しかしまあ、いま申し上げました訴類の範囲のほうを非常に重く見ますれば、そこで少し近づいたかどうかといふ議論になつてゐる。これは経済変動といふものなどを把握するかといふことにもからんでまいりまして、そこに性格といふものの表現がそういう場合適切かどうかといふ問題あるかと思いますが、そういうような点で、あるいは私どもの説明もときによりましてやや混乱しているといふ御指摘を受けますれば、これは甘受せざるを得ないかと思いますけれども、根本のところはそういうことでございましてやや混乱しているといふ御指摘を受けます。そうして、結局三十万円といふものが今日いわゆる庶民が接近する比較的少額軽微な事件を取り扱う簡易裁判所の権限としてふさわしいかどうか、この点が三十万円がふさわしくないといふ御意見でござりますれば、これはまあ意見が違うといふことになるわけでございますが、三十万円といふものがそう高い額でない、少額軽微な事件の中に入るといふやうな御見解であるといったしますれば、その途中の経過の説明といふ点では、私どもの説明も、基本的性格とかいろいろ表現を使つておりますために、多少誤解を与えるような面があつたかと思うわけでございます。根本は、三十六万円で一般の国民の方々が簡易裁判所へ訴えを

持ち出すのにふさわしい額かどうか、そういう点でひとつ御検討いただきたい、かように考へる次第でございます。

○小林武君 それでは、少し別な角度からやはり問題をながめることにして、日弁連とのいままでの連絡協議で問題になりました点は多々ございますが、まず一番その日弁連で基本的におつしやいましたのは、簡易裁判所の事物管轄の拡張といふことは、要するに臨時司法制度調査会の意見の実現である、そしてそれがひいては昭和三十九年十二月の日弁連の臨時総会の決議に抵触するものである、こういう点であらうと思ひます。臨時司法制度調査会の意見の実現でありますかといふことになりますと、この説明がたいへん長くなりますので便宜省略して、もしお尋ねがあれば申し上げたいと思います。臨時司法制度調査会の事物管轄の拡張の問題があれば、なぜ不適当であるか弁連におかれでは、臨時司法制度調査会意見といふものには全体的に反対の立場をとつておられるわけであります。その意見の中に簡易裁判所の事物管轄の拡張の問題がうたわれておりましたので、それと同じ方向の案であり、この案についてもつと具体的な問題で対立しているよう思ひます。それは反対せざるを得ないだらうと思う。この内閣は反対せざるを得ないだらうとも思ひます。あなたのおつしやる、何か臨時司法制度調査会の意見書といふものを見ると、まずこの内閣が別の方向に行くといふのが何だか書かれておるようわれわれでも読めるわけですね。だから、初めの振り出しから見て、おしまいのほうに行つたら何だかわからなくなる。問題は、簡易裁判所が別の方向に行くといふのが何だか書かれておる。読むのがめんどだから、要約して言えれば、簡易裁判所といふものが田舎で、あなたたちは困難だということはよくわかります。将来どうなんですか、必要性ありますか。私は、一体特任判事といふようなものは、これは将来どうなんですか、必要性ありますか。私は、困難だということはよくわかります。あなたたちは、困難だと、こう言つておる。やろうと思つたら、この点について、とにかくもう最高裁並びに法務省のおつしやることといふのは、私としても筋が通つておらないと、こう見ておるわけです。どう考へても、やはり正直に、あなたたちのところから出した文章で、これ。この文章が区裁判所化してきたということを認めた上でいくならば、また別ですよ。そういう文章ではないのですか、これは、まあこれはとにかく原本からとつきたものだし、ここに引例されている点でも、「発足後年を経るに従い、次第に、いわゆる区裁判所化して」いるといふことが書いてある。これは最高裁の事務総局の資料によつたものだといふふうに、こういふように引例してあるのです。私のもその資料からとつたもので、間違いない。「現在、最高裁判所事務総局で研究中であるが、法務審議会の司法制度部会においても取り上げられるもの」とあるから、これはおたくのものだと見てよろしいものだと思うのですが、違います。こういふことが少なくとも文字に書かれてありますからね。お認めになるのがほんとうじやう。項目をあげてひとつやってみてください。どこが食い違つておるのか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 日弁連との連絡協議で問題になりました点は多々ございましたが、まず一番その日弁連で基本的におつしやいましたのは、簡易裁判所の事物管轄の拡張といふことは、要するに臨時司法制度調査会の意見の実現である、そしてそれがひいては昭和三十九年十二月の日弁連の臨時総会の決議に抵触するものである、こういう点であらうと思ひます。臨時司法制度調査会の意見の実現でありますかといふことになりますと、この説明がたいへん長くなりますので便宜省略して、もしお尋ねがあれば申し上げたいと思います。臨時司法制度調査会の事物管轄の拡張の問題があれば、なぜ不適当であるか弁連におかれでは、臨時司法制度調査会意見といふものには全体的に反対の立場をとつておられるわけであります。その意見の中に簡易裁判所の事物管轄の拡張の問題がうたわれておりましたので、それと同じ方向の案であり、この案についてもつと具体的な問題で対立しているよう思ひます。それは反対せざるを得ないだらうと思う。この内閣は反対せざるを得ないだらうとも思ひます。あなたたちは、困難だと、こう言つておる。やろうと思つたら、この点について、とにかくもう最高裁並びに法務省のおつしやることといふのは、私としても筋が通つておらないと、こう見ておるわけです。どう考へても、やはり正直に、あなたたちのところから出した文章で、これ。この文章が区裁判所化してきたということを認めた上でいくならば、また別ですよ。そういう文章ではないのですか、これは、まあこれはとにかく原本からとつきたものだし、ここに引例されている点でも、「発足後年を経るに従い、次第に、いわゆる区裁判所化して」いるといふことが書いてある。これは最高裁の事務総局の資料によつたものだといふふうに、こういふように引例してあるのです。私のもその資料からとつたもので、間違いない。「現在、最高裁判所事務総局で研究中であるが、法務審議会の司法制度部会においても取り上げられるもの」とあるから、これはおたくのものだと見てよろしいものだと思うのですが、違います。こういふことが少なくとも文字に書かれてありますからね。お認めになるのがほんとうじやう。項目をあげてひとつやってみてください。どこが食い違つておるのか。

○小林武君 それでは、少し別な角度からやりますが、どうかと記憶するわけでございます。

○小林武君 日弁連といふ同じ専門家の集団に対しても、いまのような問題点があるわけですから、この点は、別に政策の違いとかなんとかいうことじやないと思うのですよ。これは社会党と自民党との間の政策の違いとかなんとかいうことはちょっと性格が違うと思う。しかも、最近においては、同じ試験を受けて、同じところで修習をしますが、まず一番その日弁連で基本的におつしやいましたのは、簡易裁判所の事物管轄の拡張といふことは、要するに臨時司法制度調査会の意見の実現である、そしてそれがひいては昭和三十九年十二月の日弁連の臨時総会の決議に抵触するものである、こういう点であらうと思ひます。臨時司法制度調査会の意見といふものには全体的に反対の立場をとつておられるわけであります。その意見の中に簡易裁判所の事物管轄の拡張の問題がうたわれおりましたので、それと同じ方向の案であり、この案についてもつと具体的な問題で対立しているよう思ひます。それは反対せざるを得ないだらうと思う。この内閣は反対せざるを得ないだらうとも思ひます。あなたたちは、困難だと、こう言つておる。やろうと思つたら、この点について、とにかくもう最高裁並びに法務省のおつしやることといふのは、私としても筋が通つておらないと、こう見ておるわけです。どう考へても、やはり正直に、あなたたちのところから出した文章で、これ。この文章が区裁判所化してきたということを認めた上でいくならば、また別ですよ。そういう文章ではないのですか、これは、まあこれはとにかく原本からとつきたものだし、ここに引例されている点でも、「発足後年を経るに従い、次第に、いわゆる区裁判所化して」いるといふことが書いてある。これは最高裁の事務総局の資料によつたものだといふふうに、こういふように引例してあるのです。私のもその資料からとつたもので、間違いない。「現在、最高裁判所事務総局で研究中であるが、法務審議会の司法制度部会においても取り上げられるもの」とあるから、これはおたくのものだと見てよろしいものだと思うのですが、違います。こういふことが少なくとも文字に書かれてありますからね。お認めになるのがほんとうじやう。項目をあげてひとつやってみてください。どこが食い違つておるのか。

なつてよくわかるだらうと思う。しかし、そこににおいて徹底的にその困難を及ぼしてやられたといふことはなかつた。もうすぐ方に方向を変えて、そして性格が変更されていったところに、私は問題があると思うのです。もしそうであるならば、特任判事といふものの必要性はどうなるのか、必要があるかないかという問題、そういうことがあるから、私は、弁護士の皆さんの中にも多少、いろいろ書かれておるものの中に、いかにも何か法律のしろうと今まで言わぬけれども、法律のよくわからぬ者が出て裁判の上にいろいろな支障を来たしておるということを書いたものを若干見たのですけれども、私はそれは少しはり言い過ぎじゃないかと思っております。新しい制度の上に立つて、新しい性格を持つた特任の判事の方が、いわゆるしろうと今までいかぬけれども、法といふものを国民の立場に立つて血の通つた裁判をやるという方向では、特任判事といふものは、私はむしろ、簡裁といふものを拡充し、簡裁といふものを充実させるという角度であつたほうが民主化のためによろしいと考えられるが、いまのようなやり方であつたら結局それはないほうがよい。だんだんこれはなくする方向に行くのかどうか。これはどつちのほうに聞いたらしいのかわからぬけれども、どうですか、これについては。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 性格といふことはで議論いたしますと、たいへんいろいろ話がむすかしくなりますけれども、要するに少額軽微な事件を簡易な手続で処理するという限りにおきまして、簡易裁判所といふものは発足当初からずつとつながつてきておるわけでござります。ただ、民事で申しますれば、金額が五千円から三万円、十万円、三十万円と、いわば経済事情の変動に応じて変わってきておるわけでございまして、そういう前提をとりますれば、特任簡易裁判所判事といふものも、やはり少額軽微な事件を処理するための裁判官として十分その存在意義があると、かように考えておるわけでございます。

○小林武君 そうすると、これからはどうなんですか。特任判事といふものは、何といいますか、あるのじやないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 特任判事もその他も同様でござりますけれども、結局りつぱな裁判官を得るということが必要でござりますので、特任判事につきましても、従来いろいろの指摘をされておりますように、選考を厳重にする、また研修も十分にやる、こういう前提におきまして任用をしてまいりたい。それがふえてまいりますかどうかといふ点は、これは試験の成績等にもよるといふりますけれども、りっぱな者がおればやはりそれはふえていくこともけつこうであろう、かように考えておるわけでござります。そして、国民の身近な裁判所といふことで、ますます簡易裁判所の真価を發揮してまいりたい、かようになります。で、簡易裁判所判事選考委員会そのものが受けました者が、最高裁判所にあります簡易裁判所の裁判官、家庭裁判所の裁判官、検察庁、弁護士会、学識経験者、こういふ方々からなつておるわけでございまして、その推薦委員会で推薦します。で、簡易裁判所判事選考委員会そのものは、最高裁判所判事、高裁長官、次長検事、弁護士、学識経験者、こういふ方々からなつておるわけでござります。そして試験の選考のやり方は、筆記試験と口述試験と人物考査、こういうようなことになつておるわけでござります。

○小林武君 簡易裁判所といふものが今度改正になれば一そり、性格の問題もあるけれども、仕事の量もふえてくる。そのことについて、そこで仕事を従事している人たちの労働力といいますか、それがむずかしくなりますけれども、要するに少額軽微な事件を簡易な手続で処理するという限りにあります。で、簡易裁判所判事は非常に問題になつておるようでありますけれども、さようなな事に従事している人たちは労働力といいますか、休憩前に引き続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○松澤兼人君 これまでの質疑応答の中で、やはりこの法案の持つております一番大きな問題点は、日弁連、いわゆる弁護士の諸君と裁判所側との間で対話を断絶したということが非常に大きな問題だと思います。前回も亀田委員が、特にもし弁護士側が希望するならば、裁判所側として話し合いをする意図があるかといふ念押しの質問に対しましても、裁判所側としては、もう時期がおくれている、このままでは法規の成立をはかりたい、こういう御意思のようでありますけれども、そういう断絶の間にこの法案がかりに成立したといたしますと、今後の裁判の運営についてはたして弁護士側が十分に協力することができかどうか、あるいは協力を期待することができるかどうか、この問題が、われわれ法規の審議にあたりまして、委員が一様に持つておる一つの不安であると思うのですが、あらためて、今後どういう機会にどのような形で話し合いを開けるお考えなのか。連絡協議会といふものがございまして、その御印象が弁護士会等では非常に

強いためであります。しかしながら、こ十数年来は非常に厳格な試験になつておるといふふうに私どもとしては考えておりますし、またですといふと、性格が変わつておらないとおつらうと、特任判事による、国民にとつては非常に便利な、安心してある意味の相談も持つていけるようだ。しかも正しい裁判の手続もしてくれる、こういふものはさらに充実していく。そういうことで特任判事といふものはふえていくと、こう見てよろしいですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 定員配置等はできる限り適正にするようにつとめておりませんが、若干のアンバランスはあるといふことは事実であろうかと思います。しかし、私どもとしては、絶えずそれをならしていくようにつとめておるつもりでございます。

○小林武君 特任判事といふのは、なる場合には、選考といいますか、試験といいますか、これはどういう手続でやられているわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 特任判事の選考につきましては、最高裁判所の規則がござります。それで、各地方裁判所に推薦委員会といふものがございまして、その推薦委員会は、地方裁判所の裁判官、家庭裁判所の裁判官、検察庁、弁護士会、学識経験者、こういふ方々からなつておるわけでございまして、その推薦委員会で推薦します。で、簡易裁判所判事選考委員会そのものが受けました者が、最高裁判所にあります簡易裁判所の裁判官選考委員会の選考を受けるわけでござります。で、簡易裁判所判事選考委員会そのものは、最高裁判所判事、高裁長官、次長検事、弁護士、学識経験者、こういふ方々からなつておるわけでござります。そして試験の選考のやり方は、筆記試験と口述試験と人物考査、こういうようなことになつておるわけでござります。

○松澤兼人君 これまでの質疑応答の中で、やはりこの法案の持つております一番大きな問題点は、日弁連、いわゆる弁護士の諸君と裁判所側との間で対話を断絶したということが非常に大きな問題だと思います。前回も亀田委員が、特にもし弁護士側が希望するならば、裁判所側として話し合いをする意図があるかといふ念押しの質問に対しましても、裁判所側としては、もう時期がおくれている、このままでは法規の成立をはかりたい、こういう御意思のようでありますけれども、そういう断絶の間にこの法案がかりに成立したといたしますと、今後の裁判の運営についてはたして弁護士側が十分に協力することができるかどうか、あるいは協力を期待することができるかどうか、この問題が、われわれ法規の審議にあたりまして、委員が一様に持つておる一つの不安であると思うのですが、あらためて、今後どういう機会にどのような形で話し合いを開けるお考えなのか。連絡協議会といふものがございまして、その御印象が弁護士会等では非常に

強いためであります。しかしながら、こ十数年来は非常に厳格な試験になつておるといふふうに私どもとしては考えておりますし、また職員もかなりそう受け取つておるようでござります。で、きわめて例外のことではございますけれども、司法試験に通りまして、この選考に落ちた者もあるといふふうにも聞いておるわけでござります。

○委員長(小平芳平君) 速記をとめて。

○委員長(小平芳平君) 速記を起こして。

○理事(山田徹一君) 法務委員会を再開いたします。

○理事(山田徹一君) 暫時休憩いたします。

午後五時二十分開会

○松澤兼人君 これまでの質疑応答の中で、やはりこの法案の持つております一番大きな問題点は、日弁連、いわゆる弁護士の諸君と裁判所側との間で対話を断絶したということが非常に大きな問題だと思います。前回も亀田委員が、特にもし弁護士側が希望するならば、裁判所側として話し合いをする意図があるかといふ念押しの質問に対しましても、裁判所側としては、もう時期がおくれている、このままでは法規の成立をはかりたい、こういう御意思のようでありますけれども、そういう断絶の間にこの法案がかりに成立したといたしますと、今後の裁判の運営についてはたして弁護士側が十分に協力することができるかどうか、あるいは協力を期待することができるかどうか、この問題が、われわれ法規の審議にあたりまして、委員が一様に持つておる一つの不安であると思うのですが、あらためて、今後どういう機会にどのような形で話し合いを開けるお考えなのか。連絡協議会といふものがございまして、その御印象が弁護士会等では非常に

のまま、断絶のままで、法案の成立及び公布実施ということになつた場合に、どのように裁判に影響があるとお考へでござりますか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま松澤

委員からお話をございました点は、私どもいた

しましても、今後とも日弁連とは十分お話し合いを続けてまいりたい、かように考えておる次第でござります。遺憾ながら、この法案の立案の過程におきましては、最終的に意見の一一致を見て御提出いたたくということになりませんでしたけれども、しかしながら、今後かりにこの法案が法律として制定いたされました場合、この法律の運用の問題をも含めまして、司法制度全般の問題にわたり、日弁連とは十分お話し合いを続けてまいりたい、かように考えておる次第でござります。それ

いたくということになりますんでしたけれども、しかしながら、今後かりにこの法案が法律として制定いたされた場合、この法律の運用の問題をも含めまして、司法制度全般の問題にわたり、日弁連とは十分お話し合いを続けてまいりたい、かように考えておる次第でござります。日弁連のほうは、各界から御選任になるようになっておりますので、その御選任の手続等があろうと思いますが、しかし、日弁連のほうで御準備が整いますれば、そろして小委員会で開催の日時、場所等についてお話し合いかできますれば、できるだけ早い機会に開くことにもちろん異存はない、そういうことを希望しておる次第でござります。

○松澤兼人君 それは、その話し合いの再開とい

うしますか、協議を始めるという連絡協議会といふ形は、法案成立したままでできるだけすみやかな機会に裁判所側からおやりになるお考へでありますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、私は先ほども、法律の施行前にというこ

うなことがありますので、あした一日だけであります。成

立しておりますので、そういうところを通じましていろいろお話し合いをしてまいりたい、一応から、窓口は、一応私のほうは総務局長が担当いたしました。

○松澤兼人君 私の方々を通じまして連絡協議の再開ということについてお話し合いをしてまいりたい、かように考

えます。

○松澤兼人君 それでその時期は、この法案が成

立いたしますと、公布され実施に移されるという

段階まで、まあそういう期限をつけるということはどうかと思ひますけれども、できるだけすみやかな機会ということになれば、法案の施行といふ

それが最も適当な時期ではないかと思ひますが、われわれが受け取る場合において、すみやかに、あるいはできるだけ早くといふことが、法案施行の時期まで、そういうふうに考へられますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 連絡協議の委員は、私どものほうは事務総長以下事務総局の各局長ということになつておりますが、これは困難であるということになりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまの松澤委員の御意見も、まことにもうともございませんでしたけれども、論点もはつきりいたしてまいりておる次第でございますので、この上話しあいを続けましても日弁連との間で意見の一致を見ると、いうことはなかなかむずかしいかもしれませんであります。それで、論点もはつきりいたして

まいりておる次第でございますが、かりにこれで国会において御判断をいたゞく、こういう時期に参つておるのではないか、かように考へたわけでもござります。

○松澤兼人君 そこで、いまお聞きしました、どうしても特別国会で成立させなければならないということは、あした一日だけであります。成

立しておりますので、そういうところを通じましていろいろお話し合いをしてまいりたい、一応から、窓口は、一応私のほうは総務局長が担当いたしました。

○松澤兼人君 日弁連のほうでは、ただ金額を十万元、三十万元といふ問題でなくて、裁判制度そのものに対する変革が行なわれるであろう、そのため結果国民の裁判に対する信頼が低下するのではどういふことです。四年前から話があつたところはよくわかります。しかし、あしたで期限の切れるこの特別国会でゼひとも成立させなければならぬというほど差し迫った問題ですか、たゞ乗りかかつた船だからこの国会で何とか成

立したことがあります。しかしながら、私どもといたしますが、この特別国会でなくして、来たるべき通常国会で成立されるなんということであれば、十分時間的余裕もあるわけであります。それまで待つことのできないという緊急性というものがあるかどうかと、いふことをお聞きしておるわけです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまの松澤委員の御意見も、まことにもうともござ

ります。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御承知の

とおり、昭和二十九年以来現在の制度でやつてしまつておるわけでありまして、経済事情の変動はすでに数年前から感じておるところでございま

す。そうして、三十万元になりますれば、その程

度の事件について国民が簡易裁判所へ訴えを起

すことができるという利益を有することができる

わけございまして、他面、裁判所の面から見れ

ば、地方裁判所と簡易裁判所の負担の調整とい

う

ことです。

○松澤兼人君 まあ、せつから法案が提案され、衆議院を通つて參議院に來たわけですから、事務的にお考へてみれば、この国会で成立するとなつてお

る

次第でござります。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いまの松澤委員の御意見も、まことにもうともござ

いませんが、私どもとしては、この問題は四、五年前に

から取り組んでまいり、また二、三年前からは日弁連ともお話し合ひを続けてまいつた事項でござります。そうして、日弁連と意見は一致いたしましたが、ぜひとも今国会で成立させたいとの立場をとつておられるわけであります。そこで、前向きで対処してまいりたい、かように考へた結果でありますから、この際乗りかかつた船でここまで来たものであれば、ぜひとも今国会で成立させたいという気持ちちは、よくわかる。しかし、何と申しますかも、それは拙速といふことではないかと思うのです。ですから、少し時間がかかるても、十分に在野法曹の意見を聞いて、納得の上で法案の成

立、施行に臨むと、法の運用そのものの成るに立よりも、法律の運用の面において非常にプラスになるのじゃないかということを考える。いま御答弁の中で考えましても、緊急性というような、あるいは差し迫った問題であると、これはこうしなければ絶対に裁判が維持できないといふほど差し迫った緊急性というものはどうしても了解することはできないのです。この点、繰り返してお尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 差し迫った緊急性というお話をになりますと、確かにいろいろな考え方があり得るかと思いますけれども、しかししながら、私どもいたしましては、従来からの弁護士会との折衝の経過及び衆議院及び当院における御審議の経過にかんがみまして、御結論を出していただきたいということを希望する次第であります。

弁護士会におかれましても、これは先ほど小林委員のお話の中に、機関決定というお話をございましたけれども、しかしながら、いろいろ伺っておりますと、いろいろな御意見がある。それは必ずしも機関決定に反するものとしての御意見といふほどでもないよう何うわけであります。つまり、どこに機関決定があるかということにもいろいろお話をあります。しかし、そういうところは弁護士会のことだとございまして、私どものほうとてやかく申し上げることではございませんけれども、いろいろの声もあるわけでございまして、今後この運用について十分お話し合いをすべきことは当然であると思いますけれども、法律案につきましては、ぜひお願ひ申し上げたいと、かように考る次第でござります。

○松澤兼人君 何か、日弁連の中で、人によってはこの法案に必ずしも反対ではない、どこに主体性があるのか明確でない、言つてみるとならば、日弁連を相手にしても信頼ができないといふようなお話をのように私は受け取つたのです。相手の日弁

連というものを裁判所側でそういうふうに考えていたために、これまで話し合ができないなかつた。そういう考え方で今後折衝しても、やはり話し合がつかないということになるのじゃないですか。

ひょっとするとこれは日弁連という団体に対する内政干渉みたいなことになると思うので、その点はちょっとわれわれも国会の答弁として受け取るわけにはいかないと思うのですが。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私の申し上げましたことが日弁連の内政干渉のような趣旨にお受け取りいたしましたれば、それは私の本意ではございませんので、御了解いただきたく思います。ただ、衆議院の法務委員会で、参考人としておいでになりました日弁連の代表の方々の中に、そういうような御意見の方も出ておりますし、またいろいろなものに書かれておりますもの中にもそういうことが出ているわけだと思います。

なお、弁護士会におかれましても、それは先ほど小林委員のお話の中に、機関決定といふお話をございましたけれども、しかしながら、いろいろ伺っておりますと、いろいろな御意見がある。それは必ずしも機関決定に反するものとしての御意見といふほどでもないよう何うわけであります。つまり、どこに機関決定があるかということにもいろいろお話をあります。しかし、そういうところは弁護士会のことだとございまして、私どものほうとてやかく申し上げることではございませんけれども、いま私が申し上げたのは私の主觀かもしれません。しかし、裁判所側としては、日弁連といふ団体の正規の機関で決定されたものが一日弁連の代表であるその人と話をする以外には正規のルートはないといふように考るべきではないかと思ふのです。いろいろの団体が入つていてあるとか、あるいは個人的にこの法案についているとか、あるいは個別的にこの法案についているとか、あるいは個人的にこの法案についているとか、いろいろの機関によって選挙され、決定された者は、その

から正副会長会議の結論、それからいわゆる合同会議の結論といふものを区別して御説明になつておりますし、まあ私ども内部のことに詳しく述べませんから、そのいすれが決定的な正規の機関であるかということについて十分には承知いたしておりますけれども、しかし、その間にいろいろな御意見の差があつたというようなことがあります。たとえば理事会でござりますから、そこでも同つておりますのでござりますから、そこでまあ最終的な決定機関がどういうふうになつておられるのかということについて十分には承知いたしておられませんけれども、やはりこの面があると、こういうことを申し上げたつもりでござります。で、まあ、たとえは理事会でござりますが、やはり建物一つを建てるのため、そいつたようなあらかじめ在野法曹と十分だけ位置の決定をして、そのためには裁判所の分館のようなものがちょっと遠いところにできたりでござります。でも、そいつたような言葉でござります。で、まあ、たとえは理事会でござりますけれども、いま私が申し上げておる趣旨であります。つまり、たとえは理事会でございまして、これがもう言つたとこになりますれば、これはもう言つたとこになりますけれども、いま私が申し上げたつもりでござります。で、まあ、たとえは理事会でござりますけれども、いま私が申し上げておる趣旨であります。つまり、たとえは理事会でございまして、これがもう言つたとこになりますけれども、いま私が申し上げたつもりでござります。で、まあ、たとえは理事会でござりますけれども、いま私が申し上げておる趣旨であります。つまり、たとえは理事会でございまして、これがもう言つたとこになりますけれども、いま私が申し上げたつもりでござります。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、あるいは所管としては経理局長の所管とともに存じます。私がたまたま当時大阪の裁判所に勤務いたしましたので、ある程度経験を存じておらずと思いますけれども、そういう点を取り出して御説

するが、伺つておりますと、事前に十分な御連絡をしなかつたよう聞いております。

○松澤兼人君 そういうことはあまり好ましくないが、相手方の団体の正規の代表であるが、日弁連の委員会の答弁の中でも、まあ強調もされないでしょけれども、そういう点を取り出して御説明、御答弁になると、そういうことはやはり向こうの団体に対する信頼性とかあるいは信用性といふものが十分に裁判所側に把握されてないんじゃない

いろいろと弁護士会のほうでもおっしゃるはずもないと思いますけれども、そういうことがいまだに尾を引いて、そういうことが裁判の遅滞とかあるいは遅延とかということになつてくるのじやないかと私は思うのですけれども、今後もやはり、そういう一つの建物の問題でも、協力を得ることと得ないことでは大きな相違があると思うのです。そうじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 現在各地には、司法協議会でござりますとか、あるいは第一審強化方策協議会でござりますとか、いろいろな機関がございまして、そういうところでござる法曹三者がお話し合いをしておるわけでござります。ただ、先ほど来松澤委員からお話のございました大阪の増築の場合には、大阪の事件の関係が非常に急迫を告げておりますし、そのためには性急に何らかの方策を講じなければならない。それにつきましては、大阪の裁判所としては、最高裁判所に上申をするというようなことで、いろいろ裁判官会議等を開いて検討いたしたわけでございますが、そういう間に、最高裁との折衝等非常に急を要しました関係で、あるいは所長のほうから十分に御連絡をすることをしなかつたのではないかといふふうに考へるわけでございまして、一般論といたしまして、こういう問題についていろいろ弁護士会の御意見を伺うということは必要なことであろうと、かように考へるわけでございます。

○松澤兼人君 先般、裁判所の増改築の問題について資料をいただいたわけありますが、そのとおりましても、簡易裁判所、地方裁判所、その他の裁判所で、毎年新築あるいは増築をいたしております。大体たゞ御指摘の大割、あるいはそれ以上の整備が一応済んでいる、かように考へている次第でございます。

○松澤兼人君 大体年次計画で増改築を必要とする
る庁舎といふものはつかんでいらっしゃると思うのです。
あと先はあるでしょう。年次的に、どこを今度でやる、
どこを今年度でやる、どなたは年度だといふことなく、
うなことで計画を立てていらっしゃると思うのです。
すけれども、毎年度におけるその増改築あるいは新營
といふことになりますが、そういう費用の大きさが、
なかなか見積りはどのくらいですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) まず計画
でございますが、私どもといたしましては、大体
五年ぐらいをめどにいたしまして一応の計画を立
てております。最近では、もう五年計画のうちの一
年を経過いたしましたが、昭和四十六年度から
昭和四十八年度までの三ヵ年間におきまして新營
を整備するといつたよろな一応の目標を立てて
いるわけでござります。その目標と申しますのは、
は、戦前及び終戦直後までに建築されました庄
舎、これを昭和四十八年度までにはぜひ新營、整
備の予算的な措置を講じたい、かように考えてま
で、現在、約百厅ばかりでございますけれども、
それを整備いたしたいと、かように考えておりませ
す。

それから、毎年の營繕費の大体の額でございま
すが、最近におきましては、一年間に約三十八億
というふうに相なっております。

○松澤兼人君 まあ、毎年度三十八億で新築、増
築、あるいは改築、こういうことをやられて、非
常に見違えるほどりつぱになつた庁舎も見受けられ
るわけでありますが、今後裁判の遅延を防止し
てできるだけこれを促進するということのために
は、やはり入れものである庁舎、それから能率的
な運営をする人——裁判職員、こういうものが
両々相まつ必要があると思うのです。三十八億の毎
年使ふとして、一庁舎に対する建築費といふもの
は十分まかなつておられるのですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) これは裁
判所の規模の大小その他によりまして、高等裁判
所、地方裁判所——地方裁判所の場合におきま
しては甲号支部、乙号支部、さらに簡易裁判所と、

それぞれ規模が違うわけでございますが、私どもいたしましては、職員の数なり事件数なりその他の事情を十分に勘案いたしまして、従前よりもはるかにつけた余裕のある建物を建築したいと考えまして、予算要求もいたしておりますし、現にそういうように十分な予算の獲得に、毎年その実現につとめておる次第でござります。

○松澤兼人君 私聞くところによりますと、この庁舎の新官について各方面に寄付の割りつけをするということを聞いているのです。ここにそのデータがありますけれども、こういうような各裁判所とも、足らない分は地元の地方団体であるとかあるいは会社、まあ法人、個人、そういうものに寄付の割りつけをなさるのですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) ずっと前におきましてはそういう事例もあったように私も聞いておりますが、それははなはだ遺憾なことでござりますので、最高裁判所といたしましては、およそ寄付の採納につきましてはこれを十分に抑制するという方針でございまして、少なくとも現在建築しつつあります建物につきまして、ただいま御指摘のような寄付を求めたり、あるいは任意的なものでありますにいたしましても、そうした寄付にたよるということは一切いたしてございません。

○松澤兼人君 ずっと前ということですが、四十三年、四十四年はずっと前に入りますか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 四十三、四年のことにつきましては、具体的に私ども承知いたしておりませんが、何かございましたらまた調査いたします。

○松澤兼人君 私の知っている裁判所でつばな庁舎ができた。それで、裁判所のほうから祝賀金というようなことで三百万円ほどの協力要請があつた。実際には三百万円はできないで二百四十万集まつたということを聞いているんですが、こういうことがお耳に入つたことはないですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 承知いたしております。

○松澤兼人君 そういう寄付を要請するといふことは、裁判所だけのことであつていいことです
か。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 先ほど申し上げましたように、寄付を求めたりあるいは寄付を受けるといったことは、私どももいたしましては、裁判所の場合特にはなはだ好ましくないことをござりますので、これは厳に慎まなければならぬことであると考えます。ただいま四十三年、四年のことにつきまして御指摘がございましてが、私どもは、なほうなことがないよろしく、今後とも十分に全国の裁判所に対しまして注意をいたしたいと、かように考えます。

○松澤兼人君 今後じゃない。前にはそういうことがあつたとおっしゃるから、四十三年、四十四年前はあるかどうか。前じやないでしょ。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 四十三年は確かにごく最近のことだと思いますので、もしそういうことがありましたいたしますれば、はなはだ遺憾なことであると存じます。私が先ほど以前と申しましたのは、それよりも以前にそうした事例があつたやに承知いたしておりますので、そういうことはなはだ遺憾なことである、かのように申し上げた次第でござります。

○松澤兼人君 私金額を言いますと、三百万円裁判所から要請があつたと、それで実際には二百四十万しかできなかつた。それはその内部のいす、カーテン及びその竣工式の費用ということに充てられたと私は聞いた。いやカーテンなどといふものは、当然、これは新營費ですか、營繕費の中に入つてしまるべきじゃないか。そんなものをあなたのはうで査定で、いはずらしい、カーテンはよろしいということにはならないと思うのですよ。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 御指摘のように、府舎新營の場合には、そういう備品でござりますとかあるいはカーテンといったようなものは、当然裁判所のほうで予算的にまかなく筋合のものでございます。これを寄付に仰ぐといつたようなことをすべき筋合いでないことは、ま

ことに御意見のとおりであると存じます。

○松澤兼人君 セつから私その問題を出しましたから、もう少し。まあ三百万という目標額に対し

て、地元はこれ何とか協力しなければならぬとい

うことで二百四十万だけは協力したわけです。

で、いま申しましたように、法人、個人、それから調停委員にまで寄付を依頼している。調停委員なんという方々は、これは全く名譽職でやっているらしやる人でしょう。そういう人に寄付を要請するということは、これは適当であるとはどうし

ても考えられないし、そういうことをお聞きになつていらつしやらないということはふしきだと

思ひ。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) そうした

事実をただいま初めて伺つたわけでござりますが、そりした事実がござりますといたしますれば、まことに遺憾なことございまして、はなは

だ申しわけない次第だと考えます。

○松澤兼人君 それで、そういう会社、それから個人、調停委員、それから地方団体、そういうところへ割りつけですよ。実際。これはどこまでも任意であつたとおつしやるかも知れません。それをその地元としては、まあせつかりつ

ばな行合もできたことだし、裁判所側からそり

うことを頼まれたのだから、協力しなければならぬ、こういうことになるわけですね。拒絶がで

きないところへ割りつけの依頼をするということ

は、これは全く、その権限というか、権力をかさ

に着たまるまいじやないかと、こう思うのです。

さらにひどいことは、地方団体に割りつけられた

金です。その金がギャンブルの益金をブルとしている。その金がギャンブルの益金をブルしてい

ある。その金がギャンブルの益金をブルしてい

る。これは、ギャンブルの益金を保管した、その

金の中から二十五万円が裁判所の新築祝いに支払

われているわけです。裁判所はそういうことを御存じないでしょけれども、無理な寄付の中請を

きましては、任意に寄付のお申し入れがございま

しても、これはお断わり申し上げるのが筋合いで

るのです。これはおもしろいことですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 寄付につ

でございます。ただいま仰せのことく、そりした

ことははなはだ遺憾な次第であると、かように考

えます。

○松澤兼人君 まあその裁判所は、地方団体に応

分の協力を願ひ、こういふふうに言つてきていて

ある町村は、郡という単位でギャンブルの益

金を保管しているわけです。それで、たとえばだ

れか転任したという場合には、せんべつ金とし

て、そのギャンブルの益金の中から一万円とかあ

るいは五千円とかいうふうなものを持ち

支払う。それで町村の割り当てではない。裁判所と

もあらうものが、そういうギャンブルの益金か

ら、そういう寄付の申し出をして、その金を受け

取るというようなことは、これは全くけしからぬ

ことだと思います。その金額は、ある郡では三十五

万。その下に幾つかの町があるわけです。それを

ブルしたもののが、郡の町長会議というよ

うな前で、そのギャンブルの益金を保管していく、

いま言つたような費用がある場合に、そこから出

している。そこから出したものが裁判所に行つて

いるということは、これは驚くべきことではない

ですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) さらにい

まろ詳細な事実を承りますと、私どもといたし

ますても、もしそれがそりした事実であるといた

しますと、まことに驚くべきことである、かよう

に考えます。

○松澤兼人君 逆に申し上げますと、そのブル

された町村会の支出金の中で、二十五万円、神戸

地方裁判所洲本支部行舎お祝い、こう書いてあ

る。これは、ギャンブルの資金からではない、一

般収費から出してあるわけです。それだけ無理を

されども、洲本もやはり応分の協力をしてくれ

ども、ある郡に対しては二十五万円——ある郡と

いつても、郡はありませんから、町村です。そこ

に三十五万円。名前も出来ましたから申し上げま

すけれども、洲本もやはり応分の協力をしてくれ

ども、ある郡の近所には非常に大きな

ある電機会社がある。そこではカドミウムの問題

が公害として起つたことがあります。これが、もし

地元の住民が会社を相手どつて、そして損害賠

償を取るというような訴訟でも起つた場合に

は、まさか裁判所がその法の運用に對して会社側

に味方をするという事はあり得ないことだと思

いますけれども、まあ人間的に言うならば、ある

お考えかもされませんけれども、それは権力をか

さに着た地元に対する圧迫だと言わなければなら

ない。そういう事実を全然お知りにならないので

すか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 先ほど申

し上げましたように、今日ただいま初めてお伺い

した事実でござります。いろいろこの問題につき

まして、初めて場所が洲本であるといったような

ことまで判明いたしたわけでござりますが、裁判

所の行舎の新築につきましては、もとより、先ほ

ど申しましたように、建物あるいは備品に至るま

で、もちろん場所によりまして備品まで全部一挙

にそろわないのでございますけれども、そう

した機会における整備といつたことに心がけてい

よう考えます。

○松澤兼人君 ついでだから申し上げます。ある

郡では二十五万円、これは申しました。それから

ある郡では三十五万円、そりしていま名前が出来

ました。洲本市は四十万円、これは先ほど申しました

ように一般会計から支出されております。祝い金

めんどうを見ているとおつしやつたけれども、実

際にめんどうを見ていないのではないか。聞くと

ことによれば、あるいはその費用がカーテンの費用

になつたという、あるいはいはいの費用になつた

といふようなことは当然裁判所として見るべき問題ですよ。多少竣工式に町長が一封持つてく

るといふようなことはまた別です。別ですがれ

ども、ある郡に対しては二十五万円——ある郡と

いつても、郡はありませんから、町村です。そこ

に三十五万円。名前も出来ましたから申し上げま

すけれども、洲本もやはり応分の協力をしてくれ

ども、ある郡の近所には非常に大きな

ある電機会社がある。そこではカドミウムの問題

が公害として起つたことがあります。これが、もし

地元の住民が会社を相手どつて、そして損害賠

償を取るといふような訴訟でも起つた場合に

は、まさか裁判所がその法の運用に對して会社側

に味方をするという事はあり得ないことだと思

いますけれども、まあ人間的に言うならば、ある

お考えかもされませんけれども、それは権力をか

さに着た地元に対する圧迫だと言わなければなら

ない。そういう事実を全然お知りにならないので

すか。

○小平芳平君 時間もおそらくありましたので、それからこの法案に対する質疑もずっと長く続けられておりましたので、また私もきわめてしろうとでありますので、簡単にお伺いたしたいと思います。

まず初めに、小林委員から先ほど質問のあった、それに対するお答えとして、簡易裁判所の性格は少額輕微の事件を簡易迅速な手続で扱う、この少額輕微と簡易迅速ということは変わらない、一切変わらないということではあります、それでよろしくございましょうね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 裁判所としては御指摘のとおり考えております。

○小平芳平君 そこで、この三十万円がはたして少額輕微かどうか、そこは意見の分かれるところだとおっしゃつたのですが、初めに、この少額輕微ということがはたしてどうかという点について考えますと、これは過日委員会で後藤委員から御指摘があつたのですが、たとえば昭和二十二年の五千円が今日昭和四十五年まで固定されていたらどうか、あるいは昭和二十六年の三万円が今日まで固定されいたらどうかということになりますと、やはり少額輕微というものが必ずしも十万円に固定されなければならないということではないと思ふのです、それは、そういう点については、やはり国民にかえつて不便をかけるという点もわかると思います。ただ、この三十三万円ということは、法務省の説明でも、あるいは最高裁の説明でも、はつきりした根拠はないわけですね。まあ然ど、國民総生産も何倍になつた、國民所得も何倍になつた、物価も何倍になつたということです、三十三万円といふものが必ずしもかつちり計算に出るものではない。それにもかかわらず、ただ今回の改正は、物価にスライドするだけなんだとか、こういうふうに答弁をなすつていらつしやるわけです。その辺がどうもわれわれしろうとはよくのみ込みかねるわけですが、結局手つとり早く言つて、三十三万円といふものは、二十九万円でもいいし、三十一万円にもなり得ると、そういう

う金額なんでしょう。そうじゃないですか。

○政府委員(影山勇君) 過日の答弁にも申し上げましたように、三十万円を示す、それだけで示す指標といふものはございません。ございませんけれども、過般來説明しておりますような種々の統計の示すところによりまして、三十万円を妥当と

いうふうに考えたわけでございます。

○小平芳平君 したがつて、そういう三十万円といふものがなぜきまるかという、その基本原則と

いふものがないわけですね。ですから、少額輕微とは何か、それは何となく少額のことなんだと、う以外根拠がない。そうなると、それじゃ来年に言つてはいるにすぎないと、こういうことです。

○政府委員(影山勇君) 結局、地方裁判所と簡易裁判所の民事管轄の事物の最高額をきめます場合に、一般の國民が一定の名目の金額に對して感じております。重要度といふようなもの、あるいはかりに訴訟に負けてそれを失いました場合の切実感といふようなものが、一応の基準かと思いま

す。しかし、いま申しましたように、切実感あるいは重要度といふものをきわんとした数字で示すことは、なかなか困難かと思われます。ただ、前回の改止から見ました場合に、やはりこの程度の経済成長から見まして、三十万円程度のことに相当するのではないか。したがつて、将来問題

題は、経済の成長が続きます場合に、國民のそぞう切実感と申しますか、重要度に特段の変化があるは經濟変動に伴つて始終変えてまいります

はないかといふ考え方でござります。

○小平芳平君 その國民の価値觀というのには、これはむしろ弁護士会の人たちなどが、直接接していらっしゃる方たちがむしろひんとくる問題じやないかと思うのですね。それは、商売をやって十万円の争いになつた、三十万円の争いになつたといふ場合と、それから土地家屋なんかの争いで、それは確かに金額は十万円以下だけれども、とにかく先祖伝來の重要な争いなんだというふうなこともあると思つたわけですね。したがつて、そういうふうに思つたばかりで、そん

う場合で、非常にばく然とした國民の価値觀によつてきめるのだというわけですが、やはりそういう点をよく御相談なさつてきめるべき問題だと思つた。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) それはそれとしまして、少額輕微はそれじゃ三十万円といふふうに考へられたとしまして、簡易迅速な手続は十分には行なわれていないわけであります。これは鶴田委員の質問に對して項目ごとに非常にこまかいお答えがあつたわけですが、そういう専門的なこまかいことをお尋ねしておるわけではないのですが、要するに、私はむろんしろうとなるのですから、こういう民事訴訟法にこういう手続があるのだということから初めて聞いたわけですが、こうやって口頭で訴えて受け付けてもらえるとか、そういう簡易迅速な手続は、この訴訟法に定められているような十分な手続、制度が行なわれておらない、そういう結論

といふことは、なかなか困難かと思われます。ただ、いま御指摘の事件がふえるといふ問題となりますが、その手続を簡易にやるかどうかは、また別個の問題として、当然私どもとして考えなければならぬ問題であると思ひます。しかしながら、その手続を簡易にするといふことは、全国的視野に立ちます限りは、これは昭和三十三、四年当時に九万件ないしまして、そのうち五千件ございましたものが、次第に減つてしまつて、いま五万件余になつております。しかも、ふえましてもなおかつ九万件を割るわけでありますから、ふえましてもなおかつ九万件を割るわけであります。つまり一ころより上回るわけではございません。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 先般から申し上げておりますように、現在のところ簡易迅速な手続が十全に行なわれておるとは申し上げかねる状況でござります。

○小平芳平君 そこで、簡易迅速な手続が行なわれておらず、現在のところ行なわれていないところに別な要請にも反しますので、必ずしもそつはいきませんが、たゞいま申しましたような、まあ國民感情と申しますか、國民の価値觀という点で、私どもはいまの程度の改正を必要とするので

なつておらない。現実に從来でも簡易迅速にそ

ういうものが行なわれておらない上に、さらにこれで六割も事務量がふえるならば、ますます木村大臣の答弁の趣旨に反する簡裁になる、現実問題としてそつなりませんか。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) いまお話しの点は、簡易な手続の中には、いまお話をございましたような口頭受け付けといふように、かえつて事務量をふやすようなものもござりますけれども、しかし大部分は、調書を簡単にできるとか、あるいは判決を簡単に書くとか、むしろ裁判所の事務量を少なくす

る面のほうが多いわけでございますから、これを励行するといふことが事務量をふやすことにはならない、かよう考へるわけでござります。たゞいま御指摘の事件がふえるといふ問題となりますが、その手續を簡易にやるかどうかは、また別個の問題として、当然私どもとして考えなければならぬ問題であると思ひます。しかししながら、その手續を簡易にするといふことは、全国的視野に立ちます限りは、これは昭和三十三、四年当時に九万件ないしまして、そのうち五千件ございましたものが、次第に減つてしまつて、いま五万件余になつております。しかも、ふえましてもなおかつ九万件を割るわけでありますから、ふえましてもなおかつ九万件を割るわけであります。つまり一ころより上回るわけではございません。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) 先般から申し上げておりますように、現在のところ簡易迅速な手続が十全に行なわれておるとは申し上げかねる状況でござります。

○小平芳平君 いろいろ切実感と申しますか、重要度に特段の変化があるは經濟変動に伴つて始終変えてまいります

なつておらない。かよう考へる次第でござります。

○小平芳平君 その簡裁の事務量がふえる点については、また後ほどお尋ねいたしますけれどもね。いまそれでは結局、少額輕微と簡易迅速は、少額輕微は三十万円ときめた、簡易迅速は思うところいつておらない。それでは簡易迅速も、ここにきめられておるような簡易迅速の手続が実現するわけですか、しないわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 先般來たびたび御指摘もございましたし、いままた小平委員からも簡易迅速の簡易裁判所の特色を生がせといふ御趣旨の御質問でございます。私どもその意を体しまして、今後いわゆる少額輕微の事件につきましては、やはり簡易迅速の方向でもってその特色を生かしていくよにいたしたい、前向きに検討いたしたい、このように考えております。

○小平芳平君 この衆議院法務委員会の附帯決議の第三項目でありますね、これはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 衆議院法務委員会の附帯決議第三項目は、要するに、複雑困難な事件については、これが簡易裁判所の管轄のものであつても、できるだけ地方裁判所でその適正な手続によつて取り扱うよにしろと、こういう御趣旨のものだと理解いたしております。御趣旨はまことに motifs でございます。その趣旨に沿いまして、今後、会同、あるいは研修、あるいは事件の受け付けに関する指示等におきまして、そのような方向で十分運用いたしたい、このようによりに考えております。

なお、これに関連する法改正をも検討せよといふことなどでございます。そのような運用をいたしてみまして、その実績によりまして、関係方面とも十分その点法改正という問題につきましても検討していただきたい、このように考えております。

○小平芳平君 そうしますと、こうした法改正をこの三十万円の提案と同時に立法化するよにと

いう趣旨の御意見あることを御存じと思ひます

が、そうちた同時立法化というようなことは考へておらない、将来の問題として考えていくと、こ

ういうわけでありますか。

○小平芳平君 その簡裁の事務量がふえる点につ

いては、まだいま最も最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君)お尋ねが法改正でござります。

○政府委員(影山勇君) お尋ねが法改正でござりますので、法務省からお答えいたします。

まず、だいま最も最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君)お尋ねが法改正でござりますが、ひまといざいましたように、運用の実情を見るということと同時に、また私どもいたしましては、衆議院法務委員会と当法務委員会の御論議を通じまして、所管部局にこの模様を伝えまして、早急に検討に入りたいというつもりでございます。

○小平芳平君 要するに簡易迅速だと、簡易迅速の性格が一切変わつておらないというのでした

ら、将来の検討なんと言つておらないで、もつと

手つとり早く対処していかなければ、私がお聞き

した点で、簡裁の実情なんかで申し上げますの

で、こういうようなことが起きてくるんじやないかということを私は心配するわけです。それで、

まず三十万円とすることを今度の国会でぜひ決定

していただきたいという御答弁が再三あって、松澤委員が質問したのに対してもそういうような御答弁があつたのですが、これはしるうと考えてお

る次第でございます。

○小平芳平君 きわめて常識的に、ある一つの法

改正をしますと、その法改正の結果、ある役所で

六割の事務がふえますという場合には、それなり

の対応処置といいますか、予算措置といいます

か、何かそれがなければ、普通は——裁判所とい

る特別なところだからそれでいてるのかもしれない

のですけれどもね、実際われわれ、普通の法律

改正が出た場合には、一体事務量がどの程度ふえ

るか、過重労働にならないかどうか、あるいはス

ムーズに事務がはかかるかどうか、そういうこと

を考えるのがこれは常識だと思うのです。です

から、そういう意味でお尋ねしているんですが、

実際に最高裁判所として、事務量の増加に対し、簡

裁に対しても通達とか、説明とか、あるいは指示と

か、そらいろ異なるものを何かお出しになる予定

ですか、それはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) たゞいま

のお話は、まことに motifs ともなお話をござります。

普通でございますれば、事件が減つてしま

りますれば、その人員をむしろ減らす、そしてそれ

を完成しますか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) たゞいま

ろ現場の簡裁の人は考へておるが当然じゃないで

でありますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 現在の簡

裁がひまかというお話をございますが、ひまとい

う表現はあるいは適當でないかとも存じます。

先ほどちょっと申し上げましたかと存じます。

高等裁判所や地方裁判所に比べますれば、簡易裁判所はそれよりは幾らかゆとりがある。これは負担件数等からも、そういうふうに出てまいっている

わけでございます。でござりますから、ある程度の件数がふえますことは、十分まかない得ると考

えるわけでございます。ただし、大都会の簡易裁

判所等におきましては、ある程度の定員の措置を

必要とするものもある。かように考へておる方

でございまして、それにつきましては、現在簡易

裁判所の定員の中から地方裁判所に応援を行つて

おります者を戻しますといふような方策によつて

解決してまいりうことができる、かように考へてお

る次第でございます。

○小平芳平君 きわめて常識的に、ある一つの法

改正をしますと、その法改正の結果、ある役所で

六割の事務がふえますという場合には、それなり

の対応処置といいますか、予算措置といいます

か、何かそれがなければ、普通は——裁判所とい

る特別なところだからそれでいてるのかもしれない

のですけれどもね、実際われわれ、普通の法律

改正が出た場合には、一体事務量がどの程度ふえ

りますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 承知いた

しております、たとえば渋谷の場合は、この会

計年度に新築の予算が計上されておる次第でござ

ります。

○小平芳平君 中野はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 中野は、

昭和四十七年度の予定と承知いたしております。

○小平芳平君 渋谷は四十五年から始まつていつ

完成しますか。中野は四十七年から始まつてい

つ

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

お尋ねの渋谷及び中野、いずれも単年度完成の予定でございます。同年、その年に完成するという予定でございます。

○小平芳平君 そうしますと、通過した場合は

ね、七月一日になつてますね、この施行が。こ

としの——四十五年七月一日からこの三十万円といらものが動き出したとかにいたします。そ

う所しかない、そらして一回審理をする、三ヶ月くらい先でないと次の審理が回つてこないといふらな実情なんだそうですが、そこへまた六割

でおさまるかどうか。東京のことですから、それ以上が、まあ六割くらいか、よくわかりませんが、

そうなつた状態といふものは、これはまひ状態といふのじやないですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 厅舎のお尋ねでございますので、まず私からお答えを申し上げます。全国的な簡易裁判所の庁舎をこの機会にどうふうに整備するかという問題があるわけでございますが、私どもいたしましては、戦

後に建築いたしております裁判所の庁舎は、実際上はかなり余裕を見て実はつくつておる次第でございまして、ただ個々的な場所につきましては、必ずしも現状にそぐわなくなつてある場所もあるわけでございます。お尋ねの中野の場合なども、非常に大きい裁判所でございますので、他の地方の僻険の地の独立裁判所並みに考えることができないのは当然でございます。すでに中野は、昭和二十五年に建築をいたしましたあと、昭和三十七年度及び昭和四十一年の二回にわたりまして増築をいたしましたが、なほ事件の実情その他を見きわめまして、増築が必要であるとか、その他の手当てが必要であります場合には、もちろん所要の手当てをいたしていきたいと、かようく考えます。

○小平芳平君 いや、中野の庁舎は戦後このような変遷をしてきたと、そういう点を私はお尋ねし

てゐるのではなくて、私がお尋ねしている点は、簡易迅速ということが一つあるわけです。その簡

易迅速という原則から考えた場合に、また三十万円に額をした場合に、先ほどの総務局長の御答弁

では、全国的には心配ないと、こういふ御答弁です。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 乗用車

で、ですから、全国的に計算したら心配ないと、う計算が出るのかもしれません、実際問題それ

じゃ中野では、一回審理をしたら三ヵ月先でない

ね。ですから、全国的に計算したら心配ないと、う計算が出るのかもしれません、実際問題それ

で、仕切つてやつているということですね、まる

でござつて、実際の調停なんかできないと、実際

問題。あるいは暖房もないから、冬はがたがたふ

るえながら、あるいは灰火で頭がくらするよ

うな中で、まあ調停だと言つておるんですが、そ

ういう状態で、簡裁に心配ない、全国計算の上

じゃ心配ない、ということはどうして出てくるかと

いうことがふしきなんです。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 中野の簡

易裁判所を御指摘でございますが、中野の簡易裁判所は、過去におきまして、訴訟事件だけ見て

まいりますと、民事、刑事の訴訟一年間に千三百件処理したことがあるわけでございます。このた

び民事の事件につきまして三十万円になりました

場合に、私ども昭和四十四年度の事件から試算い

るわけでございます。過去の実績に従いまして、十分余裕があるのではないか、このように考えておるわけでございます。

それから、調停室等の問題でございます。部屋

といつてしまつては、相当数余裕を持つておるわけ

でございます。まあ暖房の関係とかいろんなこと

になりますと、必ずしも十分じやない点もあるう

かと存じますけれども、その点につきましては、

一般的の設備の問題といったしまして、できるだけこ

のことをやつていただきたいというが、現在もその

つもりでおるわけでございます。今後なお一そ

そ面の設備の改善等には努力をしていきたい、

このように考えておるわけでございます。

○小平芳平君 簡裁には乗用車はあるんですか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 乗用車

は、簡裁にまでは現在配置しておりません。

○小平芳平君 したがつて、てくてく行くんだそ

うですよ、現地へ。そういうこまかいことを

言つても大きがありませんので、中野の場合

でも、いまの御答弁では十分ゆとりがあるというの

ですが、これは事務総長、ひとつ大局的に、ただ

計算の上でだいじょうぶだというのじやなくて、

もう少しそつとした実情を把握していただきたいと

思ふんですが、少なくとも、私がでたらめなこと

を言つておるんじやなくて、やっぱりこういう意

見を持つておる人もあるわけなんですね。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) もちろん、仰せのとおり、各簡裁の運営が實際上どのように

行なわれているかといふことにつきまして、今回

の改正もござりますことであり、十分に事情を把握して、それに応じた適切な措置をとるように

心がけることをここでお誓い申し上げます。

○小平芳平君 それから、先ほどもちょっと申し

ました不動産事件のよろな場合ですね、評価額が

時価より低い、普通ですね。そういう場合に、十

万円でもどうかと思うような事件が、三十万円ま

で簡裁へ行くことに対する不安といふもの

が出てきませんですか、これは。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 現在、不

動産の事件が簡裁に行くのか地裁に行くのかとい

うことは、固定資産税の評価額によつておるわけ

でございます。しかし、その固定資産税の評価額

が必ずしも不動産のそのものの価格を率直に示し

ておるかどうかといふところは、ただいま御指摘

のとおり、問題のあるところかと存じておりま

す。私ども今後の扱いいたしましては、そ

いつた場合には、率直に、その取引価格といいま

すが、その不動産の実際の価格と申しますか、そ

ういった価額で事件が取り扱える、したがいまし

て、実際の価格が高いものでござりますれば、その価額もって地方裁判所あるいは簡易裁判所に分けるといふよな扱いを、これは受け付けの段階におきましてやつていただけるように、受け付け事務等十分指導していきたい、このように考えております。

○小平芳平君 いまはできないわけですね、それは実際、実際は受付でいやな顔して受け付けてくれます。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) おことば

を返すようでございますが、理論的には今までできることでございますが、確かに受付でいろいろ

できるのでござりますが、確かに受付でいろいろ

画一的な扱いをするといふよな関係でトラブル

があるやに承つております。そういう点は、十分そういうことのないよう指導していきたいと

見持つておる人もあるわけなんですね。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) おことば

を返すようでございますが、理論的には今まで

できるのでござりますが、確かに受付でいろいろ

貢献するという、こうした簡易裁判所が、特任

判事の方にも職員の方にも待遇をよくし、社会的地位

位も向上していくのが当然だと思うんですが、今日結果として

で、特任判事といふ方はこういうむずかしい試験

いうものが、民衆の裁判所として、あるいは軽微

な事件を簡易な手続で、あるいは司法の民主化に

できるのでござりますが、確かに受付でいろいろ

ている人たちが——それは最高裁も大事な仕事をやつてあるんだけれども、この簡裁は簡裁でこういう任務を持つて働きがいがあるんだという、そういう簡裁であるべきだと思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君)

まことに

御趣旨のとおりでございます。全く同感でございまして、詳しく述明申し上げますれば、最近の簡易裁判所判事の質の向上等についても御説明申し上げることができますとは存じますけれども、もしそろいの御質問があれば後日申し上げることにいたしまして、ただいまの御質問、まことにそのとおりであると重々われわれも感じております。

○理事(山田徹一君)ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十九分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現する請願
(第四一五四号)(第四一五五号)(第四二九三号)
一、裁判所法の一部改正案反対に関する請願
(第四一五四号)
大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現する請願

請願者 大分県宇佐市宇佐市長 山口馬城

紹介議員 永岡 光治君

大分地方法務局四日市出張所を、早急に支局に昇格されたい。

理由

宇佐市(宇佐郡内四日市町、長洲町、駅川町、宇佐町の四町合併)は、県の北部に位置し、穀倉宇佐安が増大する。また、控訴がふえるなどのため

平野を擁して面積約百七十七、七十平方キロメートル、人口五万五千余、市民の生活度は急速に文化的経済的に複雑化増大の一途をたどつており、法務行政の面においても、戸籍、人権擁護事務を取り扱う支局設置を要請する氣運が上昇している。

第四一五五号 昭和四十五年五月六日受理

大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現に関する請願

紹介議員 後藤 義隆君
請願者 大分県宇佐市宇佐市議会議長 徳田豊

紹介議員 後藤 義隆君
請願者 大分県宇佐市宇佐市議会議長 徳田豊

この請願の趣旨は、第四一五四号と同じである。

第四一五四号 昭和四十五年五月六日受理
大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現に関する請願

紹介議員 鶴田 得治君
請願者 大分県宇佐市大字植田九六 竹下留治

紹介議員 鶴田 得治君
この請願の趣旨は、第四一五四号と同じである。

第四一五四号 昭和四十五年五月六日受理
大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現に関する請願

紹介議員 鶴田 得治君
請願者 大阪市東区淡路町二ノ八野口ビル四階 坂東平外千九百六十二名

この請願の趣旨は、第四一五四号と同じである。

第四一五四号 昭和四十五年五月六日受理
大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現する請願
(第四一五四号)
大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現する請願
(第四一五四号)

紹介議員 鶴田 得治君
請願者 大阪市東区淡路町二ノ八野口ビル四階 坂東平外千九百六十二名

この請願の趣旨は、第四一五四号と同じである。

一、この改正案が成立すれば、約三万七千件の通常訴訟事件が地裁から簡裁に移転し、簡裁に係属する通常訴訟事件の約六割増加をもたらすこととなり、その結果、法曹資格のない裁判官によつて多くの事件が審理されることになり、問題のある裁判が続出し、裁判を受ける国民の不安が増大する。また、控訴がふえるなどのため

に事件処理がますます遅延し、迅速な裁判が受けられなくなる。

二、簡裁の事件総数は昭和二十九年の五十三万二千五百七十三件から昭和四十三年の七十八万八千九百五十三件へと増加し、なお増加を続けており、このため、簡裁固有の督促手続、起訴前の和解手続、調停手続などは著しく停滞し、すでにその本来の機能を失いつつあるが、この上通常訴訟事件が激増すれば、簡裁は完全にまひ状態に陥るとともに、国民の身近な裁判所としての本質が失われるところになる。

三、法務省は、物価にスライドして訴額の上限を拡張するといふが、昭和二十九年の十万円は、物価指数にスライドしても十六万円になるにすぎない。

四、地裁において著しい訴訟遅延の現象はない。地裁の通常訴訟事件の平均審理期間は昭和三十一年が十一・五箇月、昭和四十二年十一・八箇月でほとんど差がない。これに比して簡裁においては右各年度を対比すると三・八箇月から五・二箇月へとむしろ遅延の傾向がみられる。

五、簡裁の管轄が拡張されると、その事件については上告審が高裁となり、国民は原則として最高裁で裁判を受ける権利を奪われるとともに、判例の不統一により法的安定性が侵害されるおそれがある。

昭和四十五年六月四日印刷

昭和四十五年六月五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局